

人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係る  
ワーキンググループ  
報告書(案)

令和8(2026)年5月  
人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係る  
ワーキンググループ

## 目次

I	はじめに .....	- 1 -
II	検討スケジュール .....	- 2 -
III	検討の概要 .....	- 3 -
III-1	人口動態統計で用いる各種死因分類表について .....	- 3 -
(1)	人口動態統計で用いる各種死因分類表の種類に関する方針について .....	- 3 -
(2)	各種死因分類表の内容の検討に当たっての方針案について .....	- 5 -
(3)	『死因簡単分類表』について .....	- 6 -
(4)	『死因基本分類表』について .....	- 10 -
(5)	『選択死因分類表』について .....	- 15 -
(6)	『死因年次推移分類表』について .....	- 17 -
(7)	『乳児死因簡単分類表』について .....	- 19 -
(8)	『死因順位に用いる分類項目』・『乳児死因順位に用いる分類項目』 について .....	- 21 -
(9)	『感染症分類表』について .....	- 25 -
III-2	ブリッジコーディングについて .....	- 29 -
IV	まとめ .....	- 34 -
V	参考資料 .....	- 35 -
別添	人口動態統計で用いる各種死因分類表 (ICD-11 準拠)	

# I はじめに

人口動態調査は、国勢調査と並ぶ我が国の基幹的な人口調査であり、その結果は、厚生労働省が作成する生命表、総務省が作成する人口推計、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をはじめとして、関係各方面において幅広く利活用されている。

厚生労働省では、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的として人口動態調査を実施している。

現在、人口動態統計の死因分類は世界保健機関（以下「WHO」という。）が勧告する疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版（以下「ICD-10」という。）準拠の統計分類を用いており、ICD-11 準拠の統計分類の告示に伴い、政策的活用及びユーザーニーズに鑑み、これまでのICD-10と同様の結果（死因分類表の種類及び死因分類項目の粒度）を継続的に提供することが不可欠であることから、人口動態統計におけるICD-11での死因分類の表章について検討する必要がある。

また、人口動態統計の死因統計におけるICD-11適用の影響把握のため、同一の調査票データにICD-10とICD-11のコードを付与して新旧分類による集計比較を行う、いわゆるブリッジコーディングを行うため、その技法について検討する必要があることから、専門家の知見等を得て検討を進めるため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ」（以下「本ワーキンググループ」という。）を設置し、検討を行った。

本ワーキンググループは、令和7（2025）年10月22日から検討を開始し、人口動態統計で用いる各種死因分類表に係る方針、各種死因分類表の内容及びブリッジコーディングの技法について検討した。本報告書は、その結果を本ワーキンググループにおける最終結果として取りまとめたものである。

## II 検討スケジュール

おおむね3か月に1回の頻度で開催し、令和7（2025）年度末に中間まとめを行い、令和8（2026）年9月までに検討内容についての結論を得た。

回	時期	検討内容
第1回	令和7年10月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>人口動態統計で用いる各種死因分類表に係る方針の検討</li><li>各種死因分類表の内容の検討</li></ul>
第2回	令和8年2月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>各種死因分類表の内容の検討 (感染症分類表、死因基本分類表等)</li><li>ブリッジコーディングの技法の検討</li><li>人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ中間まとめ（案）について</li></ul>
第3回	令和8年5月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ報告書（案）について</li></ul>

### Ⅲ 検討の概要

#### Ⅲ-1 人口動態統計で用いる各種死因分類表について

##### 【課題】

人口動態統計に ICD-10 を初めて適用した平成 7（1995）年から約 30 年ぶりに大規模な統計基準の改正が行われ、令和 8（2026）年 1 月に告示される《基本分類表》《死因分類表》を人口動態統計に適用することとなる。ICD-11 の適用に当たり、人口動態統計の死因統計で用いる各種分類表について、統計の整合性・継続性、政策的活用の観点から検討する必要がある。

※ 本報告書では、総務省告示の分類表については《》、人口動態統計で用いる分類表については『』で示している。

#### (1) 人口動態統計で用いる各種死因分類表の種類に関する方針について

##### ① 検討の方向性

人口動態統計では、利用目的に応じて複数の死因分類表を作成し、それぞれの分類表に基づいて死亡数を公表している。これらの分類表は、政策分析、国際比較、行政施策の立案など、目的に応じて適切に使い分けられており、統計利用者にとって重要な役割を果たしている。

ICD-11 への移行に伴い、死因分類体系が大きく変わるものの、統計の継続性の観点から現行と同様の種類とすることが適切か検討する。

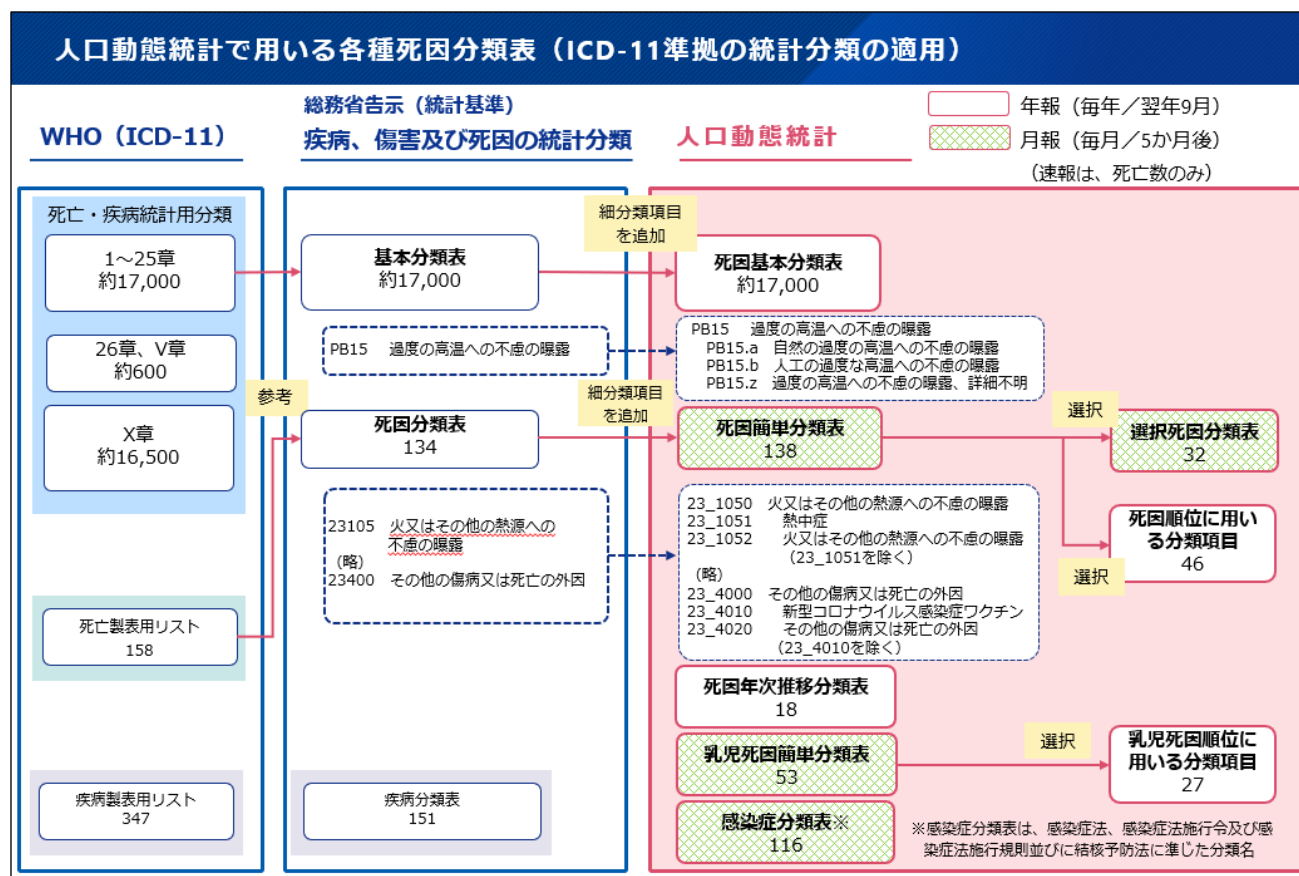
##### 死因分類表の種類（ICD-10（現行））

分類表	目的
『死因简单分類表』	総務省告示の統計基準《死因分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を加えたもの。主に死因構造を全体的に概観する目的で用いられる。
『死因基本分類表』	総務省告示の統計基準《基本分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を加えたものであり、詳細な死因について把握することができる。 最小単位の分類項目であり、他の分類表を集計する際に利用される。
『選択死因分類表』	『死因简单分類表』から、社会的関心が強い死因を選択したもの。市区町村別など詳細なクロス集計表を作成する際に、繁雑にならないよう死因についての的を絞って端的に表章する目的で用いられる。
『死因年次推移分類表』	長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられる。明治 32（1899）年以降の主要な死因の動向を踏まえている。
『乳児死因简单分類表』	WHO の死亡製表用リスト（乳児及び小児死亡）から乳児死亡に関連する項目を対象としたもの。乳児死亡について全体的に概観する目的で用いられる。

『死因順位に用いる分類項目』 『乳児死因順位に用いる分類項目』	主要な死因について、各分類項目の死亡数や範囲等を考慮し、『死因簡単分類表』又は『乳児死因簡単分類表』から死因順位又は乳児死因順位に用いる分類項目を定めたもの。
『感染症分類表』	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく感染症について対応する『死因基本分類表』の分類項目を集約したもの。感染症による死亡数の動向を把握する目的で用いられる。ICD-10に準拠した『死因分類表』から感染症の項目が減少したことを受け、平成7（1995）年から設けられた。

## ② 検討結果

ICD-11への移行に当たっては、継続性の観点から現行の死因分類表の種類と同様に、作成する統計表の種類は、『死因簡単分類表』、『死因基本分類表』、『選択死因分類表』、『死因年次推移分類表』、『乳児死因簡単分類表』、『死因順位に用いる分類項目』、『乳児死因順位に用いる分類項目』、『感染症分類表』とすることが適当である。



## (2) 各種死因分類表の内容の検討に当たっての方針案について

### ① 検討の方向性

総務省告示の統計基準である《死因分類表》及び《基本分類表》を基本とし、政策的ニーズや統計継続性の観点から、人口動態統計で用いる細分類項目などについて検討する。

統計基準の死因分類表（抜粋）

死因分類コード	死因分類名
01000	感染症又は寄生虫症
01100	腸管感染症
01200	結核
01201	呼吸器結核
01202	その他の結核
01300	ヒト免疫不全ウイルス病 [HIV病]
01400	インフルエンザ
01500	ウイルス性肝炎
01501	B型ウイルス性肝炎
01502	C型ウイルス性肝炎
01503	その他のウイルス性肝炎

死因簡単分類表（ICD-11）（抜粋）

死因簡単分類コード	死因簡単分類名
01_0000	感染症又は寄生虫症
01_1000	腸管感染症
01_2000	結核
01_2010	呼吸器結核
01_2020	その他の結核
01_3000	ヒト免疫不全ウイルス病 [HIV病]
01_4000	インフルエンザ
01_5000	ウイルス性肝炎
01_5010	B型ウイルス性肝炎
01_5020	C型ウイルス性肝炎
01_5030	その他のウイルス性肝炎

※ ICD-10 の死因簡単分類コードと混同しないよう、ICD-11 の章を示す 1～2 桁目の後にアンダーバーを加え、細分類項目の追加に対応するため桁数を 1 桁増やしている。

### ② 検討結果

総務省告示の統計基準である《死因分類表》及び《基本分類表》を基本とし、統計基準の分類だけでは把握できない死因のうち、一定の死因については、政策的ニーズや統計継続性の観点から、一部細分類項目を設ける等により、人口動態統計で把握できるようにすることが適当である。

### (3) 『死因简单分類表』について

#### ① 検討の方向性

『死因简单分類表』は、総務省告示の統計基準である《死因分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を加えたものであり、主に死因構造を全体的に概観する目的で用いられている。

死因简单分類表（ICD-10（現行））139項目（抜粋）

死因简单 分類コード	分類名
01000	感染症及び寄生虫症
01100	腸管感染症
01200	結核
01201	呼吸器結核
01202	その他の結核
01300	敗血症
01400	ウイルス性肝炎
01401	B型ウイルス性肝炎
01402	C型ウイルス性肝炎
01403	その他のウイルス性肝炎
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病
01600	その他の感染症及び寄生虫症

『死因简单分類表』については、《死因分類表》を基本としつつ、これまで政策的ニーズが高くかつ『死因简单分類表』又は別表として掲載していたが、《死因分類表》に分類項目がない「熱中症」、「新型コロナウイルス感染症ワクチン」、「中皮腫」について把握できるよう検討する。

なお、《死因分類表》は、現行告示と同程度の粒度で作成されているが、疾患概念や軸、構成等が異なるため、厳密な比較は困難とされており、ICD-10とICD-11の対応表といったものは示されていないが、例えば、WHOが作成したマッピングテーブルや対応する基本分類コードを参考にしてみると、以下のようなことが見受けられることに留意しながら検討する。

- 「悪性新生物」から「脳又は中枢神経系」、「骨髄系」、「リンパ系」の新生物の分類項目が独立。
- 「結腸」「直腸S状結腸移行部及び直腸」の悪性新生物が、「大腸、肛門又は肛門管」の悪性新生物にまとめられ分類範囲がやや拡大。
- 「高血圧性心疾患」が、「高血圧性疾患」ではなく「心疾患」に含まれる。
- 「間質性肺疾患」は、肺水腫など、肺間質に影響を与えるその他の疾患を含む、より広い概念として「主に肺間質に影響する呼吸器疾患」に分類範囲が拡大。

#### ② 検討結果

『死因简单分類表』については、総務省告示の統計基準である《死因分類表》を基本としつつ、「熱中症」「新型コロナウイルス感染症ワクチン」「中皮腫」については、以下のとおりとすることが適当である。

○ 「熱中症」について

「熱中症」については、『死因簡単分類表』に細分類項目を設ける。

「熱中症」は別表として、「熱中症による死亡数」として公表しているが、ICD-11においては、23\_1050「火又はその他の熱源への不慮の曝露」に自然による熱中症とサウナ等の人工的な熱源による熱中症が含まれており、従来から把握していた自然による「熱中症」の区別が不可能となっている。したがって、23\_1050「火又はその他の熱源への不慮の曝露」を細分化し、23\_1051「熱中症」及び23\_1052「火又はその他の熱源への不慮の曝露（23\_1051を除く）」を新設することで区別することとし、死因簡単分類別の統計表で把握する。

23_1050	火又はその他の熱源への不慮の曝露
23_1051	熱中症
23_1052	火又はその他の熱源への不慮の曝露（23_1051を除く）

○ 「新型コロナウイルス感染症ワクチン」について

「新型コロナウイルス感染症ワクチン」については、『死因簡単分類表』に細分類項目を設ける。

「新型コロナウイルス感染症ワクチン」については、現行では『死因簡単分類表』に分類項目が存在するが、ICD-11の《死因分類表》においては、「その他の傷病又は死亡の外因」に含まれている。したがって、23\_4000「その他の傷病又は死亡の外因」を細分化し、23\_4010「新型コロナウイルス感染症ワクチン」及び23\_4020「その他の傷病又は死亡の外因（23\_4010を除く）」を新設し、引き続き、死因簡単分類別の統計表で把握する。

23_4000	その他の傷病又は死亡の外因
23_4010	新型コロナウイルス感染症ワクチン
23_4020	その他の傷病又は死亡の外因（23_4010を除く）

○ 「中皮腫」について

「中皮腫」は、総務省告示の統計基準である《基本分類表》から「中皮腫」をまとめた分類がなくなり、発生部位により新生物の様々な分類項目に分類されることとなる。

『死因簡単分類表』ですべての部位に細分類項目を設けることは、表章が不必要に煩雑となると考えられるため、「中皮腫」は『死因簡単分類表』に細分類項目を設けるのではなく、これまでと同様に、中皮腫の統計表として別途掲載する。

◎ 以上の結果、『死因簡単分類表』については、以下のとおりとする。

死因简单分類表 (ICD-10 (現行)) 139 項目

死因简单分類コード	分類名	死因基本分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00~B99
01100	腸管感染症	A00~A09
01200	結核	A15~A19
01201	呼吸器結核	A15~A16
01202	その他の結核	A17~A19
01300	敗血症	A40~A41
01400	ウイルス性肝炎	B15~B19
01401	B型ウイルス性肝炎	B16~B17.0, B18.0~B18.1
01402	C型ウイルス性肝炎	B17.1, B18.2
01403	その他のウイルス性肝炎	B15~B19の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	B20~B24
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00~B99の残り
02000	新生物<腫瘍>	C00~D48
02100	悪性新生物<腫瘍>	C00~C96
02101	口唇, 口腔及び咽喉の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	C19~C20
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C23~C24
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	C25
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
02110	気管, 気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	C33~C34
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43~C44
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	C53~C55
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	C70~C72, C75.1~C75.3
02118	悪性リンパ腫	C81~C86
02119	白血病	C91~C95
02120	その他のリンパ組織, 造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C88~C90, C96
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	C00~C96の残り
02200	その他の新生物<腫瘍>	D00~D48
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	D32~D33, D35.2~D35.4, D42~D43, D44.3~D44.5
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	D00~D48の残り
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50~D89
03100	貧血	D50~D64
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65~D89
04000	内分泌, 栄養及び代謝疾患	E00~E88
04100	糖尿病	E10~E14
04200	その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	E00~E88の残り
05000	精神及び行動の障害	F01~F99
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01~F03
05200	その他の精神及び行動の障害	F01~F99の残り
06000	神経系の疾患	G00~G98
06100	髄膜炎	G00~G03
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12
06300	パーキンソン病	G20
06400	アルツハイマー病	G30
06500	その他の神経系の疾患	G00~G98の残り
07000	眼及び付属器の疾患	H00~H57
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60~H93
09000	循環器系の疾患	I00~I99
09100	高血圧性疾患	I10~I15
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11, I13
09102	その他の高血圧性疾患	I10, I12, I15
09200	心疾患 (高血圧性を除く)	I01~I02.0, I05~I09, I20~I25, I27, I30~I51
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05~I09
09202	急性心筋梗塞	I21~I22
09203	その他の虚血性心疾患	I20, I24~I25
09204	慢性非リウマチ性心臓疾患	I34~I38
09205	心筋症	I42
09206	不整脈及び伝導障害	I44~I49
09207	心不全	I50
09208	その他の心疾患	I01~I02.0, I27, I30~I33, I40, I51

死因简单分類表 (ICD-11) 138 項目

死因简单分類コード	死因简单分類名	死因基本分類コード
01_0000	感染症又は寄生虫症	1A00-1H0Z
01_1000	腸管感染症	1A00-1A40
01_2000	結核	1B10-1B1Z
01_2010	呼吸器結核	1B10
01_2020	その他の結核	1B11-1B1Z
01_3000	ヒト免疫不全ウイルス病 [HIV病]	1C60-1C6Z
01_4000	インフルエンザ	1E30-1E3Z
01_5000	ウイルス性肝炎	1E50-1E5Z
01_5010	B型ウイルス性肝炎	1E50.1, 1E51.0
01_5020	C型ウイルス性肝炎	1E50.2, 1E51.1
01_5030	その他のウイルス性肝炎	1E50-1E5Zの残り
01_6000	敗血症	1G40-1G4I
01_7000	その他の感染症又は寄生虫症	1A00-1H0Zの残り
02_0000	新生物	2A00-2F9Z
02_1000	脳又は中枢神経系の新生物	2A00-2A0Z
02_2000	骨髄系新生物	2A20-2A4Z, 2A60
02_3000	リンパ系新生物	2A70-2B2Z, 2B30, 2B3Z
02_4000	その他の造血組織又はリンパ組織の新生物	2A50-2A5Z, 2A61, 2B31, 2B33, 2B3Z
02_5000	悪性新生物	2B50-2D4Z
02_5010	口唇, 口腔又は咽喉の悪性新生物	2B60-2B6Z
02_5020	食道の悪性新生物	2B70
02_5030	胃の悪性新生物	2B72
02_5040	大腸, 肛門又は肛門管の悪性新生物	2B90-2C00
02_5050	膀胱の悪性新生物	2C10
02_5060	肝臓又は肝内胆管の悪性新生物	2C12
02_5070	胆嚢又は胆道の悪性新生物	2C13-2C18
02_5080	喉頭の悪性新生物	2C23
02_5090	気管, 気管支又は肺の悪性新生物	2C24-2C25
02_5100	皮膚の悪性新生物	2C30-2C3Z
02_5110	乳房の悪性新生物	2C60-2C6Z
02_5120	卵巣の悪性新生物	2C73
02_5130	子宮の悪性新生物	2C76-2C78
02_5140	前立腺の悪性新生物	2C82
02_5150	腎又は腎盂の悪性新生物	2C90-2C9I
02_5160	膀胱の悪性新生物	2C94
02_5170	その他の悪性新生物	2B50-2D4Zの残り
02_6000	その他の新生物	2A00-2F9Zの残り
03_0000	血液又は造血器の疾患	3A00-3C0Z
03_1000	貧血	3A00-3A73, 3A90, 3A9Y-3A9Z
03_2000	その他の血液又は造血器の疾患	3A00-3C0Zの残り
04_0000	免疫系の疾患	4A00-4B4Z
05_0000	内分泌, 栄養又は代謝疾患	5A00-5D2Z
05_1000	糖尿病	5A10-5A14
05_2000	低栄養	5B50-5B7Z
05_3000	代謝障害	5C50-5D2Z
05_4000	その他の内分泌, 栄養又は代謝疾患	5A00-5D2Zの残り
06_0000	精神, 行動又は神経発達疾患群	6A00-6E8Z
06_1000	統合失調症又はその他の一次精神症群	6A20-6A2Z
06_2000	原因は不明又は特定不能の認知症又は特定不能の神経認知障害	6D8Z, 6E0Z
06_3000	その他の精神, 行動又は神経発達疾患群	6A00-6E8Zの残り
07_0000	睡眠・覚醒障害群	7A00-7B2Z
08_0000	神経系の疾患	8A00-8E7Z
08_1000	パーキンソン病	8A00.0
08_2000	アルツハイマー病	8A20
08_3000	レビー小体病	8A22
08_4000	脳血管疾患	8B00-8B2Z
08_4010	脳内出血	8B00, 8B25.1
08_4020	くも膜下出血	8B01, 8B25.2
08_4030	脳虚血	8B10-8B1Z, 8B25.0
08_4040	その他の脳血管疾患	8B00-8B2Zの残り
08_5000	運動ニューロン疾患又は関連疾患	8B60-8B6Z
08_6000	その他の神経系の疾患	8A00-8E7Zの残り
09_0000	視覚系の疾患	9A00-9E1Z
10_0000	耳又は乳様突起の疾患	AA00-AC0Z

死因簡単分類コード	分類名	死因基本分類コード
09300	脳血管疾患	I60~I69
09301	くも膜下出血	I60, I69.0
09302	脳内出血	I61, I69.1
09303	脳梗塞	I63, I69.3
09304	その他の脳血管疾患	I60~I69の残り
09400	大動脈瘤及び解離	I71
09500	その他の循環器系の疾患	I00~I99の残り
10000	呼吸器系の疾患	J00~J98
10100	インフルエンザ	J09~J11
10200	肺炎	J12~J18
10300	急性気管支炎	J20
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41~J44
10500	喘息	J45~J46
10600	その他の呼吸器系の疾患	J00~J98の残り
10601	誤嚥性肺炎	J69
10602	間質性肺疾患	J84
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	J00~J98の残り（J69, J84を除く）
11000	消化器系の疾患	K00~K92
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25~K27
11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40~K46, K56
11300	肝疾患	K70~K76
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	K74.3~K74.6
11302	その他の肝疾患	K70~K76の残り
11400	その他の消化器系の疾患	K00~K92の残り
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00~L98
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00~M99
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98
14100	糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	N00~N15
14200	腎不全	N17~N19
14201	急性腎不全	N17
14202	慢性腎臓病	N18
14203	詳細不明の腎不全	N19
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98の残り
15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00~O99
16000	周産期に発生した病態	P00~P96
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05~P08
16200	出産外傷	P10~P15
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20~P29
16400	周産期に特異的な感染症	P35~P39
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61
16600	その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00~Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20~Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20~Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35~Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残り
17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90~Q99
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99
18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99の残り
20000	傷病及び死亡の外因	V01~Y89
20100	不慮の事故	V01~X59
20101	交通事故	V01~V98
20102	転倒・転落・墜落	W00~W17
20103	不慮の溺死及び溺水	W65~W74
20104	不慮の窒息	W75~W84
20105	煙、火及び火災への曝露	X00~X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40~X49
20107	その他の不慮の事故	W00~X59の残り
20200	自殺	X60~X84
20300	他殺	X85~Y09
20400	その他の外因	Y10~Y89
22000	特殊目的用コード	U00~U49
22100	重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
22200	その他の特殊目的用コード	U00~U49の残り
22201	新型コロナウイルス感染症	U07.1, U07.2, U10.9
22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	U12
22203	その他の特殊目的用コード（22201及び22202を除く）	U00~U49の残り（U07.1, U07.2, U10.9, U12を除く）

死因簡単分類コード	死因簡単分類名	死因基本分類コード
11_0000	循環器系の疾患	BA00~BE2Z
11_1000	高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）	BA00, BA02~BA04
11_2000	心疾患	BA01, BA40~BA8Z, BB01, BB0Y~BD1Z
11_2010	急性心筋梗塞	BA41
11_2020	その他の虚血性心疾患	BA40, BA4Z~BA6Z
11_2030	心臓弁膜症	BB60~BC0Z, BC20.0
11_2040	心筋症	BC43
11_2050	不整脈	BC60~BC9Z
11_2060	心不全	BD10~BD1Z
11_2070	その他の心疾患	BA01, BA81~BA8Z, BB01, BB0Y~BD1Zの残り
11_3000	大動脈瘤又は大動脈解離	BD50
11_4000	その他の循環器系の疾患	BA00~BE2Zの残り
12_0000	呼吸器系の疾患	CA00~CB7Z
12_1000	慢性閉塞性肺疾患	CA22
12_2000	喘息	CA23
12_3000	肺炎	CA40
12_4000	誤嚥性肺炎	CA71
12_5000	主に肺間質に影響する呼吸器疾患	CB00~CB0Z
12_6000	その他の呼吸器系の疾患	CA00~CB7Zの残り
13_0000	消化器系の疾患	DA00~DE2Z
13_1000	胃又は十二指腸の潰瘍	DA60~DA63
13_2000	ヘルニア又は腸閉塞	DA91, DB30, DD50~DD5Z
13_3000	肝疾患	DB90~DB9Z
13_3010	肝線維症又は肝硬変	DB93
13_3020	アルコール性肝疾患	DB94
13_3030	その他の肝疾患	DB90~DB9Zの残り
13_4000	胆嚢又は胆道の疾患	DC10~DC1Z
13_5000	その他の消化器系の疾患	DA00~DE2Zの残り
14_0000	皮膚の疾患	EA00~EM0Z
15_0000	筋骨格系又は結合組織の疾患	FA00~FC0Z
16_0000	腎尿路生殖器系の疾患	GA00~GC8Z
16_1000	糸球体疾患又は腎尿管間質性疾患	GB40~GB5Z
16_2000	腎不全	GB60~GB6Z
16_2010	急性腎不全	GB60
16_2020	慢性腎臓病	GB61
16_2030	腎不全、詳細不明	GB6Z
16_3000	その他の腎尿路生殖器系の疾患	GA00~GC8Zの残り
17_0000	性の健康に関連する状態群	HA00~HA8Z
18_0000	妊娠、分娩又は産前	JA00~JB6Z
19_0000	周産期に発生した特定の状態	KA00~KD5Z
19_1000	胎児発育遅延又は胎児栄養不良又は在胎期間短縮又は低出生体重に関連する新生児の障害	KA20~KA21
19_2000	分娩時損傷	KA40~KA4Z
19_3000	胎児又は新生児の感染症	KA60~KA6Z
19_4000	周産期又は新生児期に特異的な呼吸器障害又は心血管障害	KB04, KB20~KB4Z
19_5000	その他の周産期に発生した特定の状態	KA00~KD5Zの残り
20_0000	発生異常	LA00~LD9Z
20_1000	神経系の構造上の発生異常	LA00~LA0Z
20_2000	心臓又は大血管の構造上の発生異常	LA80~LA8Z
20_3000	染色体異常、遺伝子変異を除くもの	LD40~LD7Z
20_4000	その他の発生異常	LA00~LD9Zの残り
21_0000	症状、徴候又は臨床所見、他に分類されないもの	MA00~MH2Y
21_1000	老衰	MG2A
21_2000	乳幼児突然死症候群	MH11
21_3000	原因不明	MH12~MH14
21_4000	その他の症状、徴候又は臨床所見、他に分類されないもの	MA00~MH2Yの残り
23_0000	傷病又は死亡の外因	PA00~PL2Z
23_1000	不慮の事故	PA00~PB6Z
23_1010	交通事故	PA00~PA5Z
23_1020	不慮の転落	PA60~PA6Z
23_1030	不慮の水没、水没又は水中への転落	PA90~PA9Z
23_1040	不慮の窒息	PB00~PB0Z
23_1050	火又はその他の熱源への不慮の曝露	PB10~PB15
23_1051	熱中症	PB15.a, PB15.z
23_1052	火又はその他の熱源への不慮の曝露（23_1051を除く）	PB10~PB14, PB15.b
23_1060	薬物、有害物質への不慮の曝露又はその有害作用	PB20~PB36
23_1070	その他の不慮の事故	PA00~PB6Zの残り
23_2000	自殺	PB80~PD3Z
23_3000	他殺	PD50~PF2Z
23_4000	その他の傷病又は死亡の外因	PF40~PL2Z
23_4010	新型コロナウイルス感染症ワクチン	PL00.a
23_4020	その他の傷病又は死亡の外因（23_4010を除く）	PF40~PL2Zの残り
25_0000	特殊目的用コード	RA00~RA26
25_1000	COVID-19	RA01~RA03
25_2000	その他の特殊目的用コード	RA00~RA26の残り

※ 青字下線は、《死因分類表》との差違

## (4) 『死因基本分類表』について

### ① 検討の方向性

『死因基本分類表』は、総務省告示の統計基準である《基本分類表》を基に、人口動態統計で用いる細分類項目を追加したものであり、詳細な死因について把握することができる。最小単位の分類項目であり、他の分類表を集計する際に利用される。

死因基本分類表（ICD-10（現行））（抜粋）

死因基本分類	分類名
第I章 感染症及び寄生虫症（A00－B99） 腸管感染症（A00－A09）	
A00	コレラ
A00.0	コレラ菌によるコレラ
A00.1	エルトールコレラ菌によるコレラ
A00.9	コレラ，詳細不明
A01	腸チフス及びパラチフス
A01.0	腸チフス
A01.1	パラチフスA
A01.2	パラチフスB
A01.3	パラチフスC
A01.4	パラチフス，詳細不明
A02	その他のサルモネラ感染症
A02.0	サルモネラ腸炎
A02.1	サルモネラ敗血症
A02.2	局所的サルモネラ感染症
A02.2A	サルモネラ髄膜炎
A02.2B	その他

### (ア) 細分類項目について

『死因基本分類表』については、《基本分類表》を基に作成し、統計の継続性等の観点から『死因簡単分類表』及び『感染症分類表』の分類項目を把握するために必要な細分類項目並びに中皮腫及び周産期関連の統計の把握に必要な細分類項目を設けるよう検討する。

### (イ) 原死因には用いない分類について

WHOの原死因選択ルールにより、《基本分類表》のうち原死因には用いないとされている分類項目等については、現行同様に『死因基本分類表』から除くことを検討する。

### ② 検討結果

#### (ア) 細分類項目について

『死因基本分類表』については、総務省告示の統計基準である《基本分類表》を基に作成し、統計の継続性等の観点から、以下のとおり『死因簡単分類表』及び『感染症分類表』の分類項目を把握するために必要な細分類項目並びに中皮腫及び周産期関連の統計の把握に必要な細分類項目を設けることが適当である。

- 「熱中症」、「新型コロナウイルス感染症ワクチン」関連

『死因簡単分類表』に追加する分類項目を把握するために細分類項目を設ける。

死因基本分類コード	死因基本分類名
PB15	過度の高温への不慮の曝露
<a href="#">PB15.a</a>	<a href="#">自然の過度の高温への不慮の曝露</a>
<a href="#">PB15.b</a>	<a href="#">人工の過度な高温への不慮の曝露</a>
<a href="#">PB15.z</a>	<a href="#">過度の高温への不慮の曝露、詳細不明</a>

PL00	治療目的の使用における損傷又は危害を伴う薬物、薬剤又は生物学的製剤
<a href="#">PL00.a</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症ワクチン</a>
<a href="#">PL00.z</a>	<a href="#">治療目的の使用における損傷又は危害を伴うその他又は詳細不明の薬物、薬剤又は生物学的製剤</a>

○ 「中皮腫」関連

現行との継続性を考慮の上、「心膜中皮腫」など頻度の多い部位について細分類項目を設ける。その他の部位については、内部コード等にて処理し、「中皮腫」の総数を把握可能とする。

2C28	心臓、縦隔又は胸膜中皮腫以外の胸膜の悪性新生物
2C28.0	心臓、縦隔又は胸膜中皮腫以外の胸膜の悪性胚細胞新生物
2C28.1	その他の明示された心臓、縦隔又は胸膜中皮腫以外の胸膜の悪性新生物
<a href="#">2C28.1a</a>	<a href="#">心臓の中皮腫</a>
<a href="#">2C28.1y</a>	<a href="#">心臓又は縦隔のその他の明示された悪性新生物</a>

2D4Y	その他の明示された原発部位不明の悪性新生物
<a href="#">2D4Y.a</a>	<a href="#">原発部位不明の中皮腫</a>
<a href="#">2D4Y.y</a>	<a href="#">その他の明示された原発部位不明の悪性新生物（中皮腫を除く）</a>

○ 周産期死亡統計関連

周産期死亡の母体保護法に関連する死亡等について、現行どおり細分類項目を設ける。

第19章	周産期に発生した特定の状態
<a href="#">KA1a</a>	<a href="#">母体保護法による人工妊娠中絶、母体の病態によらないもの</a>
<a href="#">KA1a.a</a>	<a href="#">母体保護法による人工妊娠中絶、母体の病態によらないもの；経済的理由によるもの</a>
<a href="#">KA1a.y</a>	<a href="#">母体保護法による人工妊娠中絶、母体の病態によらないもの；その他の理由によるもの</a>
<a href="#">KA1z</a>	<a href="#">母体の原因が明示されないもの</a>

○ 『感染症分類表』関連

『感染症分類表』の分類項目を把握するために必要な細分類項目を設ける。なお、その際は、ICD-11の分類範囲がおおむねICD-10と同様の範囲となるよう配慮した。

例えば、「In\_406 オウム病」については、ICD-10で「A70 オウム病クラミジア感染症」に分類していた「オウム病クラミジア肺炎」が、ICD-11では「CA40.0Y その他の明示された細菌性肺炎」に分類されることとなったため、細分類項目を設け、ICD-10と同様の分類範囲を把握できるようにしている。

『感染症分類表』の詳細については、後述の「(9) 『感染症分類表』について」参照。

◎ 以上の結果、『死因基本分類表』の細分類項目については、以下のとおりとする。  
死因基本分類表の細分類項目 (ICD-11)

死因基本分類コード	死因基本分類名
1A08	バラチフス
1A08.a	バラチフス; バラチフスA菌によるバラチフス
1A08.z	バラチフス; その他又は詳細不明のバラチフス
1A0Y	その他の明示された細菌性腸管感染症
1A0Y.a	その他の明示された細菌性腸管感染症; メチシリン耐性黄色ブドウ球菌腸管感染症
1A0Y.b	その他の明示された細菌性腸管感染症; カルバペネム耐性腸内細菌目細菌腸管感染症
1A0Y.y	その他の明示された細菌性腸管感染症; その他の細菌性腸管感染症
1A11.1	その他の型のボツリヌス中毒
1A11.1a	その他の型のボツリヌス中毒; 乳児ボツリヌス症
1A11.1y	その他の型のボツリヌス中毒; その他のボツリヌス中毒
1B51	連鎖球菌性咽頭炎
1B51.a	連鎖球菌性咽頭炎; A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
1B51.z	連鎖球菌性咽頭炎; その他又は詳細不明のレンサ球菌咽頭炎
1B53	連鎖球菌による髄膜炎
1B53.a	連鎖球菌による髄膜炎; 侵襲性肺炎球菌髄膜炎
1B53.b	連鎖球菌による髄膜炎; 劇症型溶血性レンサ球菌髄膜炎
1B53.z	連鎖球菌による髄膜炎; その他又は詳細不明のレンサ球菌髄膜炎
1B5Z	ブドウ球菌性又は連鎖球菌性疾患、詳細不明
1B5Z.a	ブドウ球菌性又は連鎖球菌性疾患、詳細不明; 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、詳細不明
1B5Z.b	ブドウ球菌性又は連鎖球菌性疾患、詳細不明; パンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、詳細不明
1B5Z.c	ブドウ球菌性又は連鎖球菌性疾患、詳細不明; ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、詳細不明
1B5Z.d	ブドウ球菌性又は連鎖球菌性疾患、詳細不明; メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、詳細不明
1B5Z.z	ブドウ球菌性又は連鎖球菌性疾患、詳細不明; その他又は詳細不明のブドウ球菌又はレンサ球菌による感染症
1C31.Y	その他の明示された紅斑熱
1C31.Ya	その他の明示された紅斑熱; 日本紅斑熱
1C31.Yy	その他の明示された紅斑熱; その他の紅斑熱
1C41	部位不明の細菌感染症
1C41.a	部位不明の細菌感染症; パンコマイシン耐性腸球菌感染症、詳細不明
1C41.b	部位不明の細菌感染症; 多剤耐性緑膿菌感染症、詳細不明
1C41.c	部位不明の細菌感染症; 薬剤耐性アシネトバクター感染症、詳細不明
1C41.d	部位不明の細菌感染症; 侵襲性インフルエンザ菌感染症、詳細不明
1C41.e	部位不明の細菌感染症; 侵襲性肺炎球菌感染症、詳細不明
1C41.f	部位不明の細菌感染症; カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、詳細不明
1C41.z	部位不明の細菌感染症; その他又は詳細不明の細菌感染症
1C80	他に分類されないウイルス脳炎
1C80.a	他に分類されないウイルス脳炎; ダニ媒介脳炎ウイルス (極東ダニ媒介脳炎、中央ヨーロッパダニ媒介脳炎を除く)
1C80.b	他に分類されないウイルス脳炎; リッサウイルス脳炎
1C80.z	他に分類されないウイルス脳炎; 他に分類されないその他又は詳細不明のウイルス脳炎
1C8E.Y	その他の明示された他に分類されないウイルス性髄膜炎
1C8E.Ya	その他の明示された他に分類されないウイルス性髄膜炎; ニパウイルス髄膜炎
1C8E.Yb	その他の明示された他に分類されないウイルス性髄膜炎; ヘンドラウイルス髄膜炎
1C8E.Yc	その他の明示された他に分類されないウイルス性髄膜炎; リッサウイルス髄膜炎
1C8E.Yy	その他の明示された他に分類されないウイルス性髄膜炎; 他に分類されないその他のウイルス性髄膜炎
1C8Y	その他の明示された中枢神経系のウイルス感染症
1C8Y.a	その他の明示された中枢神経系のウイルス感染症; その他又は詳細不明のリッサウイルス感染症
1C8Y.y	その他の明示された中枢神経系のウイルス感染症; その他の中枢神経系のウイルス感染症
1D01.Y	その他の明示された感染性髄膜炎、他に分類されないもの
1D01.Ya	その他の明示された感染性髄膜炎、他に分類されないもの; 無菌性髄膜炎、詳細不明
1D01.Yy	その他の明示された感染性髄膜炎、他に分類されないもの; 他に分類されないその他の感染性髄膜炎

死因基本分類コード	死因基本分類名
1D61.Y	その他の明示されたアレナウイルス病
1D61.Ya	その他の明示されたアレナウイルス病; その他の南米出血熱
1D61.Yy	その他の明示されたアレナウイルス病; その他のアレナウイルス病
1D63	ヘンパウイルス脳炎
1D63.a	ヘンパウイルス脳炎; ニパウイルス脳炎
1D63.b	ヘンパウイルス脳炎; ヘンドラウイルス脳炎
1D63.z	ヘンパウイルス脳炎; その他又は詳細不明のヘンパウイルス脳炎
1D6Y	その他の明示された動物由来ウイルス性疾患
1D6Y.a	その他の明示された動物由来ウイルス性疾患; ニパウイルス感染症、詳細不明
1D6Y.b	その他の明示された動物由来ウイルス性疾患; ヘンドラウイルス感染症、詳細不明
1D6Y.y	その他の明示された動物由来ウイルス性疾患; その他の動物由来ウイルス性疾患
1D82.Y	その他の明示されたサイトメガロウイルス病
1D82.Ya	その他の明示されたサイトメガロウイルス病; サイトメガロウイルス脳炎
1D82.Yy	その他の明示されたサイトメガロウイルス病; その他のサイトメガロウイルス病
1D84.Y	その他の明示されたウイルス性結膜炎
1D84.Ya	その他の明示されたウイルス性結膜炎; 咽頭結膜熱
1D84.Yy	その他の明示されたウイルス性結膜炎; その他のウイルス性結膜炎
1D9Y	部位不明のその他のウイルス感染症
1D9Y.a	部位不明のその他のウイルス感染症; RSウイルス感染症、詳細不明
1D9Y.y	部位不明のその他のウイルス感染症; その他のウイルス感染症
1E31	同定されている動物由来又はバンデミックインフルエンザウイルスによるインフルエンザ
1E31.a	同定されている動物由来又はバンデミックインフルエンザウイルスによるインフルエンザ; インフルエンザA型H5N1ウイルスによる鳥インフルエンザ
1E31.b	同定されている動物由来又はバンデミックインフルエンザウイルスによるインフルエンザ; インフルエンザA型H7N9ウイルスによる鳥インフルエンザ
1E31.c	同定されている動物由来又はバンデミックインフルエンザウイルスによるインフルエンザ; その他の鳥インフルエンザ
1E31.d	同定されている動物由来又はバンデミックインフルエンザウイルスによるインフルエンザ; 新型インフルエンザ
1E31.z	同定されている動物由来又はバンデミックインフルエンザウイルスによるインフルエンザ; その他又は詳細不明の動物由来又はバンデミックインフルエンザウイルスによるインフルエンザ
1E91.3	中枢神経系障害を伴う帯状疱疹
1E91.3a	中枢神経系障害を伴う帯状疱疹; 帯状疱疹脳炎
1E91.3b	中枢神経系障害を伴う帯状疱疹; 帯状疱疹髄膜炎
1E91.3y	中枢神経系障害を伴う帯状疱疹; その他の中枢神経系障害を伴う帯状疱疹
1F00.21	単純ヘルペスウイルスによる脳炎
1F00.21a	単純ヘルペスウイルスによる脳炎; Bウイルス病
1F00.21z	単純ヘルペスウイルスによる脳炎; その他又は詳細不明の単純ヘルペスウイルス脳炎
2C28.1	その他の明示された心臓、縦隔又は胸膜中皮腫以外の胸膜の悪性新生物
2C28.1a	心臓の中皮腫
2C28.1y	心臓又は縦隔のその他の明示された悪性新生物
2D4Y	その他の明示された原発部位不明の悪性新生物
2D4Y.a	原発部位不明の中皮腫
2D4Y.y	その他の明示された原発部位不明の悪性新生物 (中皮腫を除く)
CA40.05	緑膿菌による肺炎
CA40.05a	緑膿菌による肺炎; 多剤耐性緑膿菌肺炎
CA40.05z	緑膿菌による肺炎; その他又は詳細不明の緑膿菌による肺炎

死因基本分類コード	死因基本分類名
CA40.06	ブドウ球菌属による肺炎
CA40.06a	ブドウ球菌属による肺炎；バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌肺炎
CA40.06b	ブドウ球菌属による肺炎；メチシリン耐性黄色ブドウ球菌肺炎
CA40.06z	ブドウ球菌属による肺炎；その他又は詳細不明のブドウ球菌属による肺炎
CA40.07	肺炎球菌による肺炎
CA40.07a	肺炎球菌による肺炎；ペニシリン耐性肺炎球菌肺炎
CA40.07z	肺炎球菌による肺炎；その他又は詳細不明の肺炎球菌による肺炎
CA40.08	ベータ溶血性連鎖球菌による肺炎
CA40.08a	ベータ溶血性連鎖球菌による肺炎；劇症型溶血性レンサ球菌肺炎
CA40.08z	ベータ溶血性連鎖球菌による肺炎；その他又は詳細不明のベータ溶血性レンサ球菌による肺炎
CA40.0Y	その他の明示された細菌性肺炎
CA40.0Ya	その他の明示された細菌性肺炎；オウム病クラミジア肺炎
CA40.0Yb	その他の明示された細菌性肺炎；バンコマイシン耐性腸球菌肺炎
CA40.0Yc	その他の明示された細菌性肺炎；薬剤耐性アシネトバクター肺炎
CA40.0Yd	その他の明示された細菌性肺炎；カルバペネム耐性腸内細菌目細菌肺炎
CA40.0Yy	その他の明示された細菌性肺炎；その他の細菌性肺炎
CA40.1Y	その他の明示されたウイルス性肺炎
CA40.1Ya	その他の明示されたウイルス性肺炎；ニハウイルス肺炎
CA40.1Yb	その他の明示されたウイルス性肺炎；ヘンドラウイルス肺炎
CA40.1Yy	その他の明示されたウイルス性肺炎；その他のウイルス性肺炎
GC08.Y	尿路感染症、部位が明示されないもの、その他の病原体によるもの
GC08.Ya	尿路感染症、部位が明示されないもの、その他の病原体によるもの；多剤耐性緑膿菌尿路感染症
GC08.Yb	尿路感染症、部位が明示されないもの、その他の病原体によるもの；カルバペネム耐性腸内細菌目細菌尿路感染症
GC08.Yy	尿路感染症、部位が明示されないもの、その他の病原体によるもの；その他の尿路感染症
KA00-KA1z	母体の要因又は妊娠若しくは分娩の合併症の影響を受けた胎児又は新生児
KA1a	母体保護法による人工妊娠中絶、母体の病態によらないもの
KA1a.a	母体保護法による人工妊娠中絶、母体の病態によらないもの；経済的理由によるもの
KA1a.y	母体保護法による人工妊娠中絶、母体の病態によらないもの；その他の理由によるもの
KA1z	母体の原因が明示されないもの
KA60	胎児又は新生児の敗血症
KA60.a	胎児又は新生児の敗血症；新生児劇症型溶血性レンサ球菌敗血症
KA60.b	胎児又は新生児の敗血症；新生児侵襲性インフルエンザ菌敗血症
KA60.c	胎児又は新生児の敗血症；新生児侵襲性肺炎球菌敗血症
KA60.z	胎児又は新生児の敗血症；その他又は詳細不明の新生児敗血症
KB24	先天性肺炎
KB24.a	先天性肺炎；肺炎クラミジアによる先天性肺炎
KB24.z	先天性肺炎；その他又は詳細不明の先天性肺炎
MB5Z	麻痺症状、詳細不明
MB5Z.a	麻痺症状、詳細不明；急性弛緩性麻痺（15歳未満発症）
MB5Z.z	麻痺症状、詳細不明；急性弛緩性麻痺（15歳以上発症）又は詳細不明の麻痺症状
PB15	過度の高温への不慮の曝露
PB15.a	自然の過度の高温への不慮の曝露
PB15.b	人工の過度な高温への不慮の曝露
PB15.z	過度の高温への不慮の曝露、詳細不明
PL00	治療目的の使用における損傷又は危害を伴う薬物、薬剤又は生物学的製剤
PL00.a	新型コロナウイルス感染症ワクチン
PL00.z	治療目的の使用における損傷又は危害を伴うその他又は詳細不明の薬物、薬剤又は生物学的製剤

※ 青字下線は、人口動態統計で用いる細分類項目の追加等による  
《基本分類表》との差違。

※ 細分類項目は、《基本分類表》の基本分類コードと区別できるよう、死因基本分類コードの末尾に英字小文字を用いている。

(イ) 原死因には用いない分類について

《基本分類表》のうち、一部の分類項目については、WHOの原死因選択ルールにおいて原死因には用いないと規定されており(※)、これらの分類は死因統計の表章には用いられない分類項目として『死因基本分類表』から除いている。

そのため、以下の表の原死因には用いない分類については、現行同様に『死因基本分類表』から除くことが適当である。また、総務省告示の統計基準である《基本分類表》との差違が分かるよう原死因には用いない分類として示すこととする。

※ 例えば、「悪性新生物転移」については、WHOの原死因選択ルールでは、原発部位が具体的に記載されなかった場合には何らかの原発性悪性新生物があったと考え、原死因には「悪性新生物転移」を用いず、原発部位不明の悪性新生物を選択することと規定されている。

原死因には用いない分類 (ICD-11)

死因基本分類コード	原死因には用いない分類	死因基本分類コード	原死因には用いない分類
2D50-2E2Z	悪性新生物転移	BA43	心筋梗塞に至らない冠動脈血栓
5A20-5A2Y	糖尿病の急性合併症	BA50	陳旧性心筋梗塞
5D40-5D46	処置後内分泌又は代謝障害	BA60	急性心筋梗塞後の特定の現存する合併症
6C40.3	アルコール中毒	BC43.7	糖尿病性心筋症
6C41.3	大麻中毒	BD54	糖尿病性足潰瘍
6C42.3	合成カンナビノイド中毒	BD55	頭蓋内又は頭蓋外動脈の無症候性狭窄
6C43.3	オピオイド中毒	BD56	頭蓋内又は頭蓋外動脈の無症候性閉塞
6C44.3	鎮静薬、睡眠薬又は抗不安薬中毒	BE10-BE1F.1	循環器系の処置後障害
6C45.3	コカイン中毒	CB60-CB64	呼吸器系の術後障害
6C46.3	精神刺激薬(アンフェタミン類、メタンフェタミン、メトカチノンを含む)中毒	DE10-DE13	消化器系の術後障害
6C47.3	合成カチノン中毒	EB90.0	糖尿病性皮膚損傷
6C48.2	カフェイン中毒	FA38.0	糖尿病性関節症
6C49.3	幻覚薬中毒	FA38.10	糖尿病性シャルコー関節症
6C4A.3	ニコチン中毒	FC01	筋骨格系の処置後障害
6C4B.3	揮発性吸入剤中毒	GC70-GC7B	腎尿路生殖器系の処置後障害
6C4C.3	MDMA又は関連薬物(MDAを含む)中毒	JA05	流産、異所性妊娠又は胎状奇胎後の合併症
6C4D.3	解離性薬物(ケタミン、PCPを含む)中毒	JB65	妊娠、分娩又は産褥の合併症の続発症
6C4E.3	他の特定される精神作用物質中毒	KB60.3	新生児高血糖
6C4G.3	不明又は特定不能の精神作用物質中毒	KB60.4	新生児低血糖
6D80	アルツハイマー病による認知症	KB60.Y	その他の明示された胎児又は新生児に特異的な一過性炭水化物代謝障害
6D81	脳血管疾患による認知症	KB60.Z	胎児又は新生児に特異的な一過性炭水化物代謝障害、詳細不明
6D82	レヴィ小体病による認知症	KB61	カルシウム又はマグネシウム代謝の一過性新生児障害
6D83	前頭側頭型認知症	KB62.1	その他の新生児一過性甲状腺機能異常、他に分類されないもの
6D84	精神作用物質(医薬品を含む)による認知症	KB62.2	一過性高サイロトロビン血症
6D85	他に分類される疾患による認知症	KB62.3	一過性低サイロキシン血症
6D8Y	認知症、他の特定される原因	KB62.Y	その他の明示された一過性新生児甲状腺機能障害
8B92.2	糖尿病性腰仙骨神経叢症	KB62.Z	一過性新生児甲状腺機能障害、詳細不明
8B94	糖尿病性根神経叢ニューロパチー	KB63	特定の明示された新生児の一過性電解質又は代謝障害
8C03.0	糖尿病性多発ニューロパチー	KB64	一過性新生児副甲状腺機能不全
8D88.1	糖尿病による自律神経ニューロパチー	KB6Z	胎児又は新生児に特異的な一過性内分泌又は代謝障害、詳細不明
8E60-8E66	神経系の処置後障害	MA13.1	血液におけるアルコールの検出
9B10.21	糖尿病白内障	MA15.Y	その他の明示された血液、造血器又は免疫系における微生物学的所見
9B71.0	糖尿病網膜症	MF83	糖尿病性糸球体変化
9D20-9D25	眼又は眼付属器の術後障害	MG20.0	悪性悪液質
AB90-AB93	耳又は乳様突起の術後障害	MG48	不明及び原因不明の病態
BA42	再発性心筋梗塞	第24章(QA00-QF4Z)	健康状態に影響を及ぼす要因又は保健医療サービスの利用の要因

◎ 以上の結果、『死因基本分類表』については、別添「人口動態統計で用いる各種死因分類表(ICD-11準拠)」に記載のとおりとする。

## (5) 『選択死因分類表』について

### ① 検討の方向性

『選択死因分類表』は、『死因簡単分類表』の中から社会的関心が強く死因を選択したものである。市区町村別などの詳細なクロス集計を行う際に、繁雑にならないよう死因についての的を絞って端的に表章する目的で用いられている。

選択死因分類表（ICD-10（現行））34項目（抜粋）

選択死因分類コード	分類名
Se01	結核
Se02	悪性新生物<腫瘍>
	(再掲)
Se03	食道の悪性新生物<腫瘍>
Se04	胃の悪性新生物<腫瘍>
Se05	結腸の悪性新生物<腫瘍>
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>
Se09	膵の悪性新生物<腫瘍>
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>
Se11	乳房の悪性新生物<腫瘍>
Se12	子宮の悪性新生物<腫瘍>
Se13	白血病
Se14	糖尿病
Se15	高血圧性疾患
Se16	心疾患（高血圧性を除く）

『選択死因分類表』については、基本的に現行を参考に分類項目を選択し、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『死因簡単分類表』に類似する分類項目がある場合には、それを選択することが適切か検討する。

### ② 検討結果

『選択死因分類表』については、基本的に現行を参考に分類項目を選択し、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『死因簡単分類表』に類似する分類項目がある場合には、それを選択することが適当である。

例えば、ICD-11では、《死因分類表》において「高血圧性心疾患」が、「高血圧性疾患」ではなく「心疾患」に含まれることとなる。そのため現行と比較すると厳密には異なるものの、類似する項目として「高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）」及び「心疾患」を選択する。

選択死因分類表（ICD-10（現行））

選択死因分類コード	分類名
Se15	高血圧性疾患
Se16	心疾患（高血圧性を除く）

選択死因分類表（ICD-11）

選択死因分類コード	分類名	死因簡単分類コード
Se_17	高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）	11_1000
Se_18	心疾患	11_2000

一方で、類似する項目を選択することができず『選択死因分類表』にも含まれない場合もあり、「白血病」は分類軸の変更により、『死因分類表』の複数の分類に分散し分類項目がないため、『死因簡単分類表』に分類項目を設けられないとされた。

この点について、「白血病」について統計上把握できないとのことだが、ICD-11のコード上、消失してしまうので致し方ないことなのか、という意見があった。この意見に関して検討の結果、「白血病」については、ICD-11改正の中でも大きな変更の一つであり、骨髄系、リンパ系、その他の造血組織又はリンパ組織の新生物と大きく3つの箇所に分かれるなど分類軸が変更されたことで基本分類において特定することが困難な状況となり、『死因分類表』の分類項目がなく選択元である『死因簡単分類表』に分類項目を設けられないことから、『選択死因分類表』に分類項目を設けないことは適当とされた。

◎ 以上の結果、『選択死因分類表』については、以下のとおりとする。

選択死因分類表 (ICD-10(現行)) 34項目

選択死因分類コード	分類名
Se01	結核
Se02	悪性新生物<腫瘍>
	(再掲)
Se03	食道の悪性新生物<腫瘍>
Se04	胃の悪性新生物<腫瘍>
Se05	結腸の悪性新生物<腫瘍>
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>
Se09	肺の悪性新生物<腫瘍>
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>
Se11	乳房の悪性新生物<腫瘍>
Se12	子宮の悪性新生物<腫瘍>
Se13	白血病
Se14	糖尿病
Se15	高血圧性疾患
Se16	心疾患(高血圧性を除く)
	(再掲)
Se17	急性心筋梗塞
Se18	その他の虚血性心疾患
Se19	不整脈及び伝導障害
Se20	心不全
Se21	脳血管疾患
	(再掲)
Se22	くも膜下出血
Se23	脳内出血
Se24	脳梗塞
Se25	大動脈瘤及び解離
Se26	肺炎
Se27	慢性閉塞性肺疾患
Se28	喘息
Se29	肝疾患
Se30	腎不全
Se31	老衰
Se32	不慮の事故
	(再掲)
Se33	交通事故
Se34	自殺

選択死因分類表 (ICD-11) 32項目

選択死因分類コード	選択死因分類名	死因簡単分類コード
Se_01	結核	01_2000
Se_02	悪性新生物	02_5000
	(再掲)	
Se_03	食道の悪性新生物	02_5020
Se_04	胃の悪性新生物	02_5030
Se_05	大腸、肛門又は肛門管の悪性新生物	02_5040
Se_06	膵臓の悪性新生物	02_5050
Se_07	肝臓又は肝内胆管の悪性新生物	02_5060
Se_08	胆嚢又は胆道の悪性新生物	02_5070
Se_09	気管、気管支又は肺の悪性新生物	02_5090
Se_10	乳房の悪性新生物	02_5110
Se_11	子宮の悪性新生物	02_5130
Se_12	糖尿病	05_1000
Se_13	脳血管疾患	08_4000
	(再掲)	
Se_14	脳内出血	08_4010
Se_15	くも膜下出血	08_4020
Se_16	脳虚血	08_4030
Se_17	高血圧性疾患(高血圧性心疾患を除く)	11_1000
Se_18	心疾患	11_2000
	(再掲)	
Se_19	急性心筋梗塞	11_2010
Se_20	その他の虚血性心疾患	11_2020
Se_21	不整脈	11_2050
Se_22	心不全	11_2060
Se_23	大動脈瘤又は大動脈解離	11_3000
Se_24	慢性閉塞性肺疾患	12_1000
Se_25	喘息	12_2000
Se_26	肺炎	12_3000
Se_27	肝疾患	13_3000
Se_28	腎不全	16_2000
Se_29	老衰	21_1000
Se_30	不慮の事故	23_1000
	(再掲)	
Se_31	交通事故	23_1010
Se_32	自殺	23_2000

※ ICD-10の選択死因分類コードと混同しないよう、2桁と3桁目の間にアンダーバーを加えている。

## (6) 『死因年次推移分類表』について

### ① 検討の方向性

『死因年次推移分類表』は、明治 32（1899）年以降の長期的な主要な死因の動向を把握するために用いられており、長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられている。

死因年次推移分類表（ICD-10（現行））16項目

死因年次推移 分類コード	分類名	死因簡単 分類コード	死因基本 分類コード
Hi01	結核	01200	A15～A19
Hi02	悪性新生物<腫瘍>	02100	C00～C96
Hi03	糖尿病	04100	E10～E14
Hi04	高血圧性疾患	09100	I10～I15
Hi05	心疾患（高血圧性を除く）	09200	I01～I02.0, I05～I09, I20 ～I25, I27, I30～I51
Hi06	脳血管疾患	09300	I60～I69
Hi07	肺炎	10200	J12～J18
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫		J41～J43
Hi09	喘息	10500	J45～J46
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100	K25～K27
Hi11	肝疾患	11300	K70～K76
Hi12	腎不全	14200	N17～N19
Hi13	老衰	18100	R54
Hi14	不慮の事故	20100	V01～X59
Hi15	(再掲) 交通事故	20101	V01～V98
Hi16	自殺	20200	X60～X84

『死因年次推移分類表』については、長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられることから、基本的には現行の分類を残すこと、また、死亡数が増加しており、将来にわたり把握することが有用と考えられる分類項目については追加すること、さらに分類コードについては、継続性に配慮し、現行と同じコード体系を用いることが適切か検討する。

### ② 検討結果

『死因年次推移分類表』については、長期にわたり年次ごとの死因の動向を観察する目的で用いられることから、基本的には現行の分類を残すことが適当である。

「高血圧性疾患」、「心疾患（高血圧性を除く）」については、分類項目が、総務省告示の統計基準である《死因分類表》において、「高血圧性疾患（高血圧性心疾患を除く）」、「心疾患」に変更されたため、『死因年次推移分類表』においても統計基準に準じた分類とすることが適当である。

この点について、統計の不連続性が起こりえると考えられるが、新たな分類範囲を過去の統計に対し遡及して適用せず、分類の変更によるものとして許容していくのかとの意見があった。この意

見に関して検討した結果、人口動態統計は、基本的にそのときに適用される統計基準で作成しており、分類の変更による影響は、ブリッジコーディングを実施し、その結果も併せてみていくことが適当とされた。

また、近年、死亡数が増加しており、将来にわたり把握することが有用と考えられる分類項目として、直近5年で死因順位10位以内の分類項目を追加対象として検討したところ、「アルツハイマー病」及び「誤嚥性肺炎」を追加することが適当である。なお、「血管性及び詳細不明の認知症」については「原因は不明又は特定不能の認知症又は特定不能の神経認知障害」に範囲が限定されたことにより減少が見込まれるため、『死因年次推移分類表』の分類項目に含めない。

分類コードについては、継続性に配慮し、現行と同じコード体系を用いることが適当である。

この点に関連して、『死因年次推移分類表』の順番について、第1回ワーキンググループ時点の案では、追加する分類項目以外の分類項目がICD-11の死因簡単分類コード順に並べられていたところ、長期の動向を見るときに使用されているため、混乱を招かないよう、ICD-10と同じ順番にしてはどうかとの意見があり、第2回ワーキンググループにおいて、ICD-10の分類項目と同じ順番とすることが適当とされた。

◎ 以上の結果、『死因年次推移分類表』については、以下のとおりとする。

死因年次推移分類表  
(ICD-10 (現行)) 16項目

死因年次推移 分類コード	分類名
Hi01	結核
Hi02	悪性新生物<腫瘍>
Hi03	糖尿病
Hi04	高血圧性疾患
Hi05	心疾患 (高血圧性を除く)
Hi06	脳血管疾患
Hi07	肺炎
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫
Hi09	喘息
Hi10	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍
Hi11	肝疾患
Hi12	腎不全
Hi13	老衰
Hi14	不慮の事故
Hi15	(再掲) 交通事故
Hi16	自殺

死因年次推移分類表  
(ICD-11) 18項目

死因年次推移 分類コード	死因年次推移分類名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード
Hi01	結核	01_2000	1B10-1B1Z
Hi02	悪性新生物	02_5000	2B50-2D4Z
Hi03	糖尿病	05_1000	5A10-5A14
Hi04	高血圧性疾患 (高血圧性心疾患を除く)	11_1000	BA00, BA02-BA04
Hi05	心疾患	11_2000	BA01, BA40-BA8Z, BB01, BB0Y-BD1Z
Hi06	脳血管疾患	08_4000	8B00-8B2Z
Hi07	肺炎	12_3000	CA40
Hi08	慢性気管支炎及び肺気腫	12_6000の一部	CA20.1, CA21
Hi09	喘息	12_2000	CA23
Hi10	胃又は十二指腸の潰瘍	13_1000	DA60-DA63
Hi11	肝疾患	13_3000	DB90-DB9Z
Hi12	腎不全	16_2000	GB60-GB6Z
Hi13	老衰	21_1000	MG2A
Hi14	不慮の事故	23_1000	PA00-PB6Z
Hi15	(再掲) 交通事故	23_1010	PA00-PA5Z
Hi16	自殺	23_2000	PB80-PD3Z
Hi17	アルツハイマー病	08_2000	8A20
Hi18	誤嚥性肺炎	12_4000	CA71

※ 青字下線は、ICD-10からの追加項目。

## (7) 『乳児死因简单分類表』について

### ① 検討の方向性

『乳児死因简单分類表』は、WHOの死亡製表用リスト（乳児及び小児死亡）から乳児死亡に関連する項目を対象としたものであり、乳児死亡について全体的に概観する目的で用いられる。

乳児死因简单分類表（ICD-10（現行））56項目（抜粋）

乳児死因 简单分類 コード	分類名
	(略)
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞
Ba21	肝疾患
Ba22	腎不全
Ba23	周産期に発生した病態
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害
Ba25	出産外傷
Ba26	出生時仮死
Ba27	新生児の呼吸窮<促>迫
Ba28	周産期に発生した肺出血
Ba29	周産期に発生した心血管障害
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
Ba31	新生児の細菌性敗血症
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
Ba34	その他の周産期に発生した病態
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常
Ba36	神経系の先天奇形
Ba37	心臓の先天奇形

『乳児死因简单分類表』については、ICD-11には、WHOの死亡製表用リスト（乳児及び小児死亡）がないため、乳児死亡の特徴を考慮し、現行の分類を参考に、周産期に発生した状態や発生異常に関する分類を中心に、『死因简单分類表』から選択する、『死因基本分類表』の分類項目を集約するなどにより作成することが適切か検討する。

### ② 検討結果

『乳児死因简单分類表』については、乳児死亡の特徴を考慮し、現行の分類を参考に、周産期に発生した状態や発生異常に関する分類を中心に、『死因简单分類表』から選択する、『死因基本分類表』の分類項目を集約するなどにより作成することが適当である。

◎ 以上の結果、『乳児死因简单分類表』については、以下のとおりとする。

乳児死因簡単分類表  
(ICD-10 (現行)) 56項目

乳児死因 簡単分類 コード	分類名
Ba01	腸管感染症
Ba02	敗血症
Ba03	麻疹
Ba04	ウイルス性肝炎
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症
Ba06	悪性新生物<腫瘍>
Ba07	白血病
Ba08	その他の悪性新生物<腫瘍>
Ba09	その他の新生物<腫瘍>
Ba10	栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症
Ba11	代謝障害
Ba12	髄膜炎
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群
Ba14	脳性麻痺
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)
Ba16	脳血管疾患
Ba17	インフルエンザ
Ba18	肺炎
Ba19	喘息
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞
Ba21	肝疾患
Ba22	腎不全
Ba23	周産期に発生した病態
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害
Ba25	出産外傷
Ba26	出生時仮死
Ba27	新生児の呼吸窮乏<促迫>
Ba28	周産期に発生した肺出血
Ba29	周産期に発生した心血管障害
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害
Ba31	新生児の細菌性敗血症
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害
Ba34	その他の周産期に発生した病態
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常
Ba36	神経系の先天奇形
Ba37	心臓の先天奇形
Ba38	その他の循環器系の先天奇形
Ba39	呼吸器系の先天奇形
Ba40	消化器系の先天奇形
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形
Ba42	その他の先天奇形及び変形
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの
Ba44	乳幼児突然死症候群
Ba45	その他のすべての疾患
Ba46	不慮の事故
Ba47	交通事故
Ba48	転倒・転落・墜落
Ba49	不慮の溺死及び溺水
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引>
Ba51	その他の不慮の窒息
Ba52	煙、火及び火災への曝露
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露
Ba54	その他の不慮の事故
Ba55	他殺
Ba56	その他の外因

乳児死因簡単分類表  
(ICD-11) 53項目

乳児死因 簡単分類 コード	乳児死因簡単分類名	死因簡単分類コード	死因基本分類コード
B01_10	腸管感染症	01_1000	1A00-1A40
B01_20	インフルエンザ	01_4000	1E30-1E32
B01_30	ウイルス性肝炎	01_5000	1E50-1E5Z
B01_40	麻疹	01_7000の一部	1F03
B01_50	敗血症	01_6000	1G40-1G41
B01_60	その他の感染症又は寄生虫症	01_0000 (B01_10-B01_50を除く)	1A00-1H0Zの残り
B02_10	悪性新生物	02_5000	2B50-2D4Z
B02_20	その他の新生物	02_1000-02_4000, 02_6000	2A00-2F9Zの残り
B05_10	低栄養	05_2000の一部	5B50-5B53, 5B55-5B7Z
B05_20	代謝障害	05_3000	5C50-5D2Z
B08_10	脳血管疾患	08_4000	8B00-8B2Z
B08_20	運動ニューロン疾患又は関連疾患	08_5000	8B60-8B6Z
B08_30	脳性麻痺	08_6000の一部	8D20-8D2Z
B11_10	心疾患	11_2000	BA01, BA40-BA8Z, BB01, BB0Y-BD1Z
B12_10	喘息	12_2000	CA23
B12_20	肺炎	12_3000	CA40
B13_10	ヘルニア又は腸閉塞	13_2000	DA91, DB30, DD50-DD5Z
B13_20	肝疾患	13_3000	DB90-DB9Z
B16_10	腎不全	16_2000	GB60-GB6Z
B19_10	周産期に発生した特定の状態	19_0000	KA00-KD5Z
B19_11	胎児発育遅延又は胎児栄養不良又は在胎期間短縮又は低出生体重に関連する新生児の障害	19_1000	KA20-KA21
B19_12	分娩時損傷	19_2000	KA40-KA4Z
B19_13	胎児又は新生児の敗血症	19_3000の一部	KA60
B19_14	その他の胎児又は新生児の感染症	19_3000の残り	KA61-KA6Z
B19_15	出生時仮死又は新生児仮死	19_4000の一部, 19_5000の一部	KB21, KD30
B19_16	新生児の呼吸窮乏	19_4000の一部	KB23
B19_17	周産期に発生した肺出血	19_4000の一部	KB28
B19_18	周産期又は新生児期にみられる心血管障害	19_4000の一部	KB40-KB4Z
B19_19	その他の周産期又は新生児期に特異的な呼吸器障害又は心血管障害	19_4000の残り	KB04, KB20-KB4Zの残り
B19_1A	胎児又は新生児の出血性又は血液学的障害	19_5000の一部	KA80-KA8Z
B19_1B	その他の周産期に発生した特定の状態	19_0000 (B19_11-B19_1Aを除く)	KA00-KD5Zの残り
B20_10	発生異常	20_0000	LA00-LD9Z
B20_11	神経系の構造上の発生異常	20_1000	LA00-LA0Z
B20_12	心臓又は大血管の構造上の発生異常	20_2000	LA80-LA8Z
B20_13	その他の循環器系の構造上の発生異常	20_4000の一部	LA80-LA9Zの残り
B20_14	消化系の構造上の発生異常	20_4000の一部	LA30-LA5Z, LB10-LB2Z
B20_15	呼吸器系の構造上の発生異常	20_4000の一部	LA70-LA7Z
B20_16	骨格の構造上の発生異常	20_4000の一部	LB70-LB9Z
B20_17	染色体異常、遺伝子変異を除くもの	20_3000	LD40-LD7Z
B20_18	その他の発生異常	20_4000の残り	LA00-LD9Zの残り
B21_10	乳幼児突然死症候群	21_2000	MH11
B22_10	その他のすべての疾患	01_0000-21_4000 (B01_10-B21_10を除く), 25_0000	1A00-MH2Yの残り, RA00-RA26
B23_10	不慮の事故	23_1000	PA00-PB6Z
B23_11	交通事故	23_1010	PA00-PA5Z
B23_12	不慮の転落	23_1020	PA60-PA6Z
B23_13	不慮の水没、水没又は水中への転落	23_1030	PA90-PA9Z
B23_14	胃内容物、液体、食物又はその他の物体の吸引又は摂取による不慮の窒息	23_1040の一部	PB04-PB07
B23_15	その他の不慮の窒息	23_1040の残り	PB00-PB0Zの残り
B23_16	火又はその他の熱源への不慮の曝露	23_1050	PB10-PB15
B23_17	薬物、有害物質への不慮の曝露又はその有害作用	23_1060	PB20-PB36
B23_18	その他の不慮の事故	23_1070	PA00-PB6Zの残り
B23_20	他殺	23_3000	PD50-PF2Z
B23_30	その他の傷病又は死亡の外因	23_4000	PF40-PL2Z

※ 『死因簡単分類表』に倣い、階層構造のあるコード体系とし、章を示す2~3桁目の後にアンダーバーを加えている。

## (8) 『死因順位に用いる分類項目』・『乳児死因順位に用いる分類項目』について

### ① 検討の方向性

『死因順位に用いる分類項目』及び『乳児死因順位に用いる分類項目』は、主要な死因について、各分類項目の死亡数や範囲等を考慮し、『死因簡単分類表』又は『乳児死因簡単分類表』から死因順位又は乳児死因順位に用いる分類項目を定めたものである。

死因順位に用いる分類項目  
(ICD-10 (現行)) 43 項目

分類名	死因簡単 分類コード
腸管感染症	01100
結核	01200
敗血症	01300
ウイルス性肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	01500
悪性新生物<腫瘍>	02100
その他の新生物<腫瘍>	02200
貧血	03100
糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
パーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患	09100
心疾患 (高血圧性を除く)	09200
脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100
肺炎	10200
急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601
間質性肺疾患	10602
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	14100
腎不全	14200
妊娠, 分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態	16000
先天奇形, 変形及び染色体異常	17000
老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100
自殺	20200
他殺	20300
新型コロナウイルス感染症	22201

乳児死因順位に用いる分類項目  
(ICD-10 (現行)) 28 項目

分類名	乳児死因簡単 分類コード
腸管感染症	Ba01
敗血症	Ba02
麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04
悪性新生物<腫瘍>	Ba06
その他の新生物<腫瘍>	Ba09
栄養失調 (症) 及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14
心疾患 (高血圧性を除く)	Ba15
脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18
喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26~Ba30
周産期に特異的な感染症	Ba31~Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形, 変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55

#### (ア) 『死因順位に用いる項目』について

『死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に分類項目を選択すること、また、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『死因简单分類表』の分類項目に類似するものがある場合には、それを選択することが適切か検討する。なお、ICD-11 に新設された章などの大きな変更があった箇所については項目を追加することを検討する。

#### (イ) 『乳児死因順位に用いる項目』について

『乳児死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に『乳児死因简单分類表』の分類項目から選択すること、また、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『乳児死因简单分類表』の分類項目に類似するものがある場合には、それを選択することが適切か検討する。

## ② 検討結果

### (ア) 『死因順位に用いる項目』について

『死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に分類項目を選択することが適当である。また、新規の章である「免疫系の疾患」及び「睡眠・覚醒障害群」の分類を追加する。さらに、現行では「悪性新生物」又は「その他の新生物」に含まれていたが、ICD-11になって悪性新生物から独立した項目となった「脳又は中枢神経系の新生物」、「骨髄系新生物」、「リンパ系新生物」の分類を追加する。

◎ 以上の結果、『死因順位に用いる分類項目』については、以下のとおりとする。

死因順位に用いる分類項目  
(ICD-10 (現行)) 43 項目

分類名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01100
結核	01200
敗血症	01300
ウイルス性肝炎	01400
ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	01500
悪性新生物 <腫瘍>	02100
その他の新生物 <腫瘍>	02200
貧血	03100
糖尿病	04100
血管性及び詳細不明の認知症	05100
髄膜炎	06100
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	06200
パーキンソン病	06300
アルツハイマー病	06400
眼及び付属器の疾患	07000
耳及び乳様突起の疾患	08000
高血圧性疾患	09100
心疾患 (高血圧性を除く)	09200
脳血管疾患	09300
大動脈瘤及び解離	09400
インフルエンザ	10100
肺炎	10200
急性気管支炎	10300
慢性閉塞性肺疾患	10400
喘息	10500
誤嚥性肺炎	10601
間質性肺疾患	10602
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	11100
ヘルニア及び腸閉塞	11200
肝疾患	11300
皮膚及び皮下組織の疾患	12000
筋骨格系及び結合組織の疾患	13000
糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	14100
腎不全	14200
妊娠、分娩及び産じょく	15000
周産期に発生した病態	16000
先天奇形、変形及び染色体異常	17000
老衰	18100
乳幼児突然死症候群	18200
不慮の事故	20100
自殺	20200
他殺	20300
新型コロナウイルス感染症	22201

死因順位に用いる分類項目  
(ICD-11) 46 項目

分類名	死因簡単分類コード
腸管感染症	01_1000
結核	01_2000
ヒト免疫不全ウイルス病 [HIV病]	01_3000
インフルエンザ	01_4000
ウイルス性肝炎	01_5000
敗血症	01_6000
脳又は中枢神経系の新生物	02_1000
骨髄系新生物	02_2000
リンパ系新生物	02_3000
悪性新生物	02_5000
その他の新生物	02_6000
貧血	03_1000
免疫系の疾患	04_0000
糖尿病	05_1000
原因は不明又は特定不能の認知症又は特定不能の神経認知障害	06_2000
睡眠・覚醒障害群	07_0000
パーキンソン病	08_1000
アルツハイマー病	08_2000
脳血管疾患	08_4000
運動ニューロン疾患又は関連疾患	08_5000
視覚系の疾患	09_0000
耳又は乳様突起の疾患	10_0000
高血圧性疾患 (高血圧性心疾患を除く)	11_1000
心疾患	11_2000
大動脈瘤又は大動脈解離	11_3000
慢性閉塞性肺疾患	12_1000
喘息	12_2000
肺炎	12_3000
誤嚥性肺炎	12_4000
主に肺間質に影響する呼吸器疾患	12_5000
胃又は十二指腸の潰瘍	13_1000
ヘルニア又は腸閉塞	13_2000
肝疾患	13_3000
皮膚の疾患	14_0000
筋骨格系又は結合組織の疾患	15_0000
糸球体疾患又は腎尿管間質性疾患	16_1000
腎不全	16_2000
妊娠、分娩又は産褥	18_0000
周産期に発生した特定の状態	19_0000
発生異常	20_0000
老衰	21_1000
乳幼児突然死症候群	21_2000
不慮の事故	23_1000
自殺	23_2000
他殺	23_3000
COVID-19	25_1000

(イ) 『乳児死因順位に用いる項目』について

『乳児死因順位に用いる分類項目』については、現行を参考に『乳児死因簡単分類表』の分類項目から選択することが適当である。また、総務省告示の統計基準である《死因分類表》の変更により厳密な比較が困難な場合でも、『乳児死因簡単分類表』の分類項目に類似するものがある場合には、それを選択することが適当である。

◎ 以上の結果、『乳児死因順位に用いる分類項目』については、以下のとおりとする。

乳児死因順位に用いる分類項目  
(ICD-10 (現行) ) 28 項目

分類名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	Ba01
敗血症	Ba02
麻疹	Ba03
ウイルス性肝炎	Ba04
悪性新生物<腫瘍>	Ba06
その他の新生物<腫瘍>	Ba09
栄養失調(症)及びその他の栄養欠乏症	Ba10
代謝障害	Ba11
髄膜炎	Ba12
脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	Ba13
脳性麻痺	Ba14
心疾患(高血圧性を除く)	Ba15
脳血管疾患	Ba16
インフルエンザ	Ba17
肺炎	Ba18
喘息	Ba19
ヘルニア及び腸閉塞	Ba20
肝疾患	Ba21
腎不全	Ba22
妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	Ba24
出産外傷	Ba25
周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	Ba26~Ba30
周産期に特異的な感染症	Ba31~Ba32
胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	Ba33
先天奇形、変形及び染色体異常	Ba35
乳幼児突然死症候群	Ba44
不慮の事故	Ba46
他殺	Ba55

乳児死因順位に用いる分類項目  
(ICD-11) 27 項目

分類名	乳児死因簡単分類コード
腸管感染症	B01_10
インフルエンザ	B01_20
ウイルス性肝炎	B01_30
麻疹	B01_40
敗血症	B01_50
悪性新生物	B02_10
その他の新生物	B02_20
低栄養	B05_10
代謝障害	B05_20
脳血管疾患	B08_10
運動ニューロン疾患又は関連疾患	B08_20
脳性麻痺	B08_30
心疾患	B11_10
喘息	B12_10
肺炎	B12_20
ヘルニア又は腸閉塞	B13_10
肝疾患	B13_20
腎不全	B16_10
胎児発育遅延又は胎児栄養不良又は在胎期間短縮又は低出生体重に関連する新生児の障害	B19_11
分娩時損傷	B19_12
胎児又は新生児の感染症	B19_13- B19_14
周産期又は新生児期に特異的な呼吸器障害又は心血管障害	B19_15- B19_19
胎児又は新生児の出血性又は血液学的障害	B19_1A
発生異常	B20_10
乳幼児突然死症候群	B21_10
不慮の事故	B23_10
他殺	B23_20

## (9) 『感染症分類表』について

### ① 検討の方向性

『感染症分類表』は、感染症法に基づく感染症について対応する『死因基本分類表』の分類項目を集約したものであり、感染症による死亡数の動向を把握する目的で用いられる。ICD-10に準拠した総務省告示の統計基準である《死因分類表》から感染症の項目が減少したことを受け、平成7（1995）年から設けられた。

感染症分類表（ICD-10（現行））116項目（抜粋）

分類コード	分類名	死因基本分類コード
In101	エボラ出血熱	A98.4
In102	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
In103	痘そう	B03
In104	南米出血熱	A96.8A
In105	ペスト	A20
In106	マールブルグ病	A98.3
In107	ラッサ熱	A96.2
In201	急性灰白髄炎	A80
In202	結核	A15～A19
In203	ジフテリア	A36
In204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	U04
In205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）に限る。）	J09.0A, J09.1A, J09.8A
In206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H7N9）に限る。）	J10.0E, J10.1E, J10.8E
In207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）	J12.8E

『感染症分類表』については、現行では、感染症法に基づく感染症について対応する分類項目となっているところ、基本的には現行の分類をそのまま用いることが適切か検討する。

なお、ICD-11への改正に伴い厳密な比較は困難な箇所もあることに留意しながら検討する。

例えば、In\_507「感染性胃腸炎」には、死因が「胃腸炎」とされ感染病原体が具体的に明示されていない場合も含まれ、ICD-10では、「下痢症」や「下痢」といった死因も含まれていた。しかし、ICD-11では、疾患としての「下痢症」は同様にIn\_507に分類されるが、「下痢」は症状とみなされ、第21章「症状、徴候又は臨床所見、他に分類されないもの」に新設されたME05.1「下痢」に分類されることとなったため、対象に含まれなくなる。

### ② 検討結果

『感染症分類表』については、感染症法に基づく感染症について対応する分類項目となっているところ、基本的には現行の分類をそのまま用いるのが適当である。

ただし、分類名も基本的には変更しないが、以下については、感染症法に従った名称となるよう分類名を変更する。

- In\_505 ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）  
急性ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）

→ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）  
感染症法上の名称に合わせ表記を見直す。

- In\_506 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎

A群溶血性連鎖球菌咽頭炎

→A群溶血性レンサ球菌咽頭炎

感染症法上の名称に合わせ表記を見直す。

- In\_513 劇症型溶血性レンサ球菌感染症

劇症型溶血性連鎖球菌感染症

→劇症型溶血性レンサ球菌感染症

感染症法上の名称に合わせ表記を見直す。

- In\_509 急性脳炎（ウエストナイル熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）

急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）

→急性脳炎（ウエストナイル熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）

除外される「In\_402 ウエストナイル熱」の分類名に合わせ表記を見直す。

- In\_539 多剤耐性緑膿菌感染症

薬剤耐性緑膿菌感染症

→多剤耐性緑膿菌感染症

令和8（2026）年4月6日適用の感染症法に基づく届出基準の見直し及び名称の変更に伴い分類名を変更する。

◎ 以上の結果、『感染症分類表』については、以下のとおりとする。

感染症分類表（ICD-10（現行））116項目

分類コード	分類名	死因基本分類コード
In101	エボラ出血熱	A98.4
In102	クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
In103	痘そう	B03
In104	南米出血熱	A96.8A
In105	ペスト	A20
In106	マールブルグ病	A98.3
In107	ラッサ熱	A96.2
In201	急性灰白髄炎	A80
In202	結核	A15~A19
In203	ジフテリア	A36
In204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	U04
In205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）に限る。）	J09.0A, J09.1A, J09.8A
In206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H7N9）に限る。）	J10.0E, J10.1E, J10.8E
In207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）	J12.8E
In301	コレラ	A00
In302	細菌性赤痢	A03
In303	腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
In304	腸チフス	A01.0
In305	パラチフス	A01.1
In401	E型肝炎	B17.2
In402	ウエストナイル熱	A92.3
In403	A型肝炎	B15
In404	エキノコックス症	B67
In405	黄熱	A95
In406	オウム病	A70
In407	オムスク出血熱	A98.1
In408	回帰熱	A68
In409	キャザヌル森林病	A98.2
In410	Q熱	A78
In411	狂犬病	A82
In412	コクシジオイデス症	B38
In413	エムボックス	B04
In414	腎症候性出血熱	A98.5
In415	西部ウマ脳炎	A83.1
In416	ダニ媒介脳炎	A84
In417	炭疽	A22
In418	つつが虫病	A75.3
In419	デング熱	A90, A91
In420	東部ウマ脳炎	A83.2
In421	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	J10.0A, J10.1A, J10.8A
In422	ニパウイルス感染症	A85.8B, A87.8B, B34.8B, J12.8D, J84.8A
In423	日本紅斑熱	A77.8a
In424	日本脳炎	A83.0
In425	ハンタウイルス肺炎候群	B33.4
In426	Bウイルス病	B00.4A
In427	鼻疽	A24.0
In428	ブルセラ症	A23
In429	ベネズエラウマ脳炎	A92.2
In430	ヘンドラウイルス感染症	B34.8D
In431	発しんチフス	A75.0, A75.1
In432	ポツリヌス症（乳児ポツリヌス症を除く。）	A05.1
In433	乳児ポツリヌス症	A05.1
In434	マラリア	B50, B51, B52, B53, B54
In435	野兔病	A21
In436	ライム病	A69.2
In437	リッサウイルス感染症	A85.8A, A87.8A, A88.8A
In438	リフトバレー熱	A92.4
In439	類鼻疽	A24.1, A24.2, A24.3, A24.4
In440	レジオネラ症	A48.1, A48.2
In441	レプトスピラ症	A27
In442	ロッキー山紅斑熱	A77.0A
In443	チクングニア熱	A92.0
In444	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	A98.8A
In445	ジカウイルス感染症	U06.9
In501	アメーバ赤痢	A06
In502	RSウイルス感染症	B34.8A, J12.1, J20.5, J21.0
In503	咽頭結膜熱	B30.1, B30.2
In504	インフルエンザ（鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザを除く。）	J09.0B, J09.1B, J09.8B, J10.0B, J10.1B, J10.8B, J11
In505	急性ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	B16, B17（B17.2を除く）, B19
In506	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	J02.0
In507	感染性胃腸炎	A01（A01.0, A01.1を除く）, A04（A04.3, A04.8A, A04.8Bを除く）, A07（A07.1, A07.2を除く）, A08, A09
In508	急性出血性結膜炎	B30.3

感染症分類表（ICD-11）116項目

感染症分類コード	感染症分類名	死因基本分類コード
In_101	エボラ出血熱	1D60.01
In_102	クリミア・コンゴ出血熱	1D49
In_103	痘そう	1E70
In_104	南米出血熱	1D61.0-1D61.1, 1D61.3, 1D61.Ya
In_105	ペスト	1B93
In_106	マールブルグ病	1D60.10
In_107	ラッサ熱	1D61.2
In_201	急性灰白髄炎	1C81
In_202	結核	1B10-1B1Z
In_203	ジフテリア	1C17
In_204	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	1D65
In_205	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H5N1）に限る。）	1E31.a
In_206	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ（H7N9）に限る。）	1E31.b
In_207	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）	1D64
In_301	コレラ	1A00
In_302	細菌性赤痢	1A02
In_303	腸管出血性大腸菌感染症	1A03.3
In_304	腸チフス	1A07
In_305	パラチフス	1A08.a
In_401	E型肝炎	1E50.4
In_402	ウエストナイル熱	1D46
In_403	A型肝炎	1E50.0
In_404	エキノコックス症	1F73
In_405	黄熱	1D47
In_406	オウム病	1C22, CA40.0Ya
In_407	オムスク出血熱	1D4A
In_408	回帰熱	1C1J
In_409	キャザヌル森林病	1D4B
In_410	Q熱	1C33
In_411	狂犬病	1C82
In_412	コクシジオイデス症	1F25
In_413	エムボックス	1E71
In_414	腎症候性出血熱	1D62.0
In_415	西部ウマ脳炎	1C83
In_416	ダニ媒介脳炎	1C80.a, 1C89-1C8A
In_417	炭疽	1B97
In_418	つつが虫病	1C30.3
In_419	デング熱	1D20-1D2Z
In_420	東部ウマ脳炎	1C84
In_421	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	1E31.c
In_422	ニパウイルス感染症	1C8E.Ya, 1D63.a, 1D6Y.a, CA40.1Ya
In_423	日本紅斑熱	1C31.Ya
In_424	日本脳炎	1C85
In_425	ハンタウイルス肺炎候群	1D62.1
In_426	Bウイルス病	1F00.21a
In_427	鼻疽	1B92
In_428	ブルセラ症	1B95
In_429	ベネズエラウマ脳炎	1C8C
In_430	ヘンドラウイルス感染症	1C8E.Yb, 1D63.b, 1D6Y.b, CA40.1Yb
In_431	発しんチフス	1C30.0-1C30.1
In_432	ポツリヌス症（乳児ポツリヌス症を除く。）	1A11.0, 1A11.1y, 1A11.Z
In_433	乳児ポツリヌス症	1A11.1a
In_434	マラリア	1F40-1F4Z
In_435	野兔病	1B94
In_436	ライム病	1C1G
In_437	リッサウイルス感染症	1C80.b, 1C8E.Yc, 1C8Y.a
In_438	リフトバレー熱	1D44
In_439	類鼻疽	1C42
In_440	レジオネラ症	1C19
In_441	レプトスピラ症	1B91
In_442	ロッキー山紅斑熱	1C31.0
In_443	チクングニア熱	1D40
In_444	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	1D4E
In_445	ジカウイルス感染症	1D48, KA62.0
In_501	アメーバ赤痢	1A36
In_502	RSウイルス感染症	1D9Y.a, CA40.11, CA41.0, CA42.2
In_503	咽頭結膜熱	1D84.Ya
In_504	インフルエンザ（鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザを除く。）	1E30, 1E31.z, 1E32
In_505	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）	1E50（1E50.0, 1E50.4を除く）, 1E5Z
In_506	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1B51.a
In_507	感染性胃腸炎	1A01, 1A03（1A03.3を除く）, 1A04-1A06, 1A08.z, 1A09.0, 1A0Y.y, 1A0Z, 1A20-1A2Z, 1A30-1A3Z（1A31-1A32, 1A36を除く）, 1A40
In_508	急性出血性結膜炎	1D84.1

分類コード	分類名	死因基本分類コード
In509	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ヘネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	A83 (A83.0, A83.1, A83.2を除く), A85 (A85.8A, A85.8Bを除く), A86, B00.4 (B00.4Aを除く), B02.0, B25.8A
In510	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	J16.0
In511	クリプトスポリジウム症	A07.2
In512	クロイツフェルト・ヤコブ病	A81.0, A81.8
In513	劇症型溶血性連鎖球菌感染症	A40.0A, A40.8A, A49.1A, J15.4A, P36.1A
In514	後天性免疫不全症候群	B20, B21, B22, B23, B24, Q98.7
In515	細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）	A02.2A, A32.1, G00 (G00.0, G00.1を除く)
In516	シアルジア症	A07.1
In517	水痘	B01
In518	侵襲性髄膜炎菌感染症	A39.0, A39.2, A39.4, A39.9A
In519	性器クラミジア感染症	A55, A56
In520	性器ヘルペスウイルス感染症	A60
In521	尖圭コンジローマ	A63.0
In522	先天性風しん症候群	P35.0
In523	手足口病	B08.4
In524	伝染性紅斑	B08.3
In525	突発性発しん	B08.2
In526	梅毒	A50, A51, A52, A53
In527	破傷風	A33, A34, A35
In528	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A41.0B, A49.0B, J15.2B
In529	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	A41.4A, A49.8A, J15.8A
In530	百日咳	A37
In531	風しん	B06
In532	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	A40.3A, A49.1C, J13.0
In533	ヘルパンギーナ	B08.5
In534	マイコプラズマ肺炎	J15.7
In535	麻しん	B05
In537	無菌性髄膜炎	A87 (A87.8A, A87.8Bを除く), B00.3, B02.1, G03.0
In538	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	A04.8A, A41.0A, A49.0A, J15.2A
In539	薬剤耐性緑膿菌感染症	A41.5A, A49.8B, J15.1A
In540	流行性角結膜炎	B30.0
In541	流行性耳下腺炎	B26
In542	淋菌感染症	A54
In543	薬剤耐性アシネトバクター感染症	A41.5C, A49.8E, J15.6A
In544	侵襲性インフルエンザ菌感染症	A41.3, A49.2A, G00.0, P36.8A
In545	侵襲性肺炎球菌感染症	A40.3B, A49.1E, G00.1, P36.1C
In546	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	A04.8B, A41.5D, A49.8F, J15.8D
In547	播種性クリプトコックス症	B45.1, B45.7
In548	急性弛緩性麻痺（15歳未満発症）	G83.9A
In549	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	U07.1, U07.2, U10.9
In601	新型インフルエンザ	J10.0D, J10.1D, J10.8D
In602	再興型インフルエンザ	-
In603	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものを除く。）	-
In604	再興型コロナウイルス感染症	-

感染症分類コード	感染症分類名	死因基本分類コード
In_509	急性脳炎（ウエストナイル熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ヘネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	1C80.z, 1C86-1C88, 1C8B, 1C8D, 1D82.Ya, 1E91.3a, 1F00.21z
In_510	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	CA40.00, KB24.a
In_511	クリプトスポリジウム症	1A32
In_512	クロイツフェルト・ヤコブ病	8E00-8E02
In_513	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1B53.b, 1B5Z.a, CA40.08a, KA60.a
In_514	後天性免疫不全症候群	1C60-1C62, JB63.7, KA62.6
In_515	細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。）	1B53.z, 1B54, 1C1A.1, 1D01.0Y, 1D01.0Z
In_516	シアルジア症	1A31
In_517	水痘	1E90
In_518	侵襲性髄膜炎菌感染症	1C1C (1C1C.2Yを除く)
In_519	性器クラミジア感染症	1A80-1A8Z
In_520	性器ヘルペスウイルス感染症	1A94
In_521	尖圭コンジローマ	1A95
In_522	先天性風しん症候群	KA62.8
In_523	手足口病	1F05.0
In_524	伝染性紅斑	1F04
In_525	突発性発しん	1F01
In_526	梅毒	1A60-1A6Z
In_527	破傷風	1C13-1C15
In_528	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1B5Z.b, CA40.06a
In_529	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1C41.a, CA40.0Yb
In_530	百日咳	1C12
In_531	風しん	1F02
In_532	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1B5Z.c, CA40.07a
In_533	ヘルパンギーナ	1F05.1
In_534	マイコプラズマ肺炎	CA40.04
In_535	麻しん	1F03
In_537	無菌性髄膜炎	1C8E.1-1C8E.2, 1C8E.Yy, 1C8E.Z, 1C8F, 1D01.1Y-1D01.1Z, 1D01.2, 1D01.Ya, 1E91.3b, 1F00.20
In_538	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1A0Y.a, 1B5Z.d, CA40.06b
In_539	多剤耐性緑膿菌感染症	1C41.b, CA40.05a, GC08.Ya
In_540	流行性角結膜炎	1D84.0
In_541	流行性耳下腺炎	1D80
In_542	淋菌感染症	1A70-1A7Z
In_543	薬剤耐性アシネトバクター感染症	1C41.c, CA40.0Yc
In_544	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1C41.d, 1D01.00, KA60.b
In_545	侵襲性肺炎球菌感染症	1B53.a, 1C41.e, CA40.07z, KA60.c
In_546	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1A0Y.b, 1C41.f, CA40.0Yd, GC08.Yb
In_547	播種性クリプトコックス症	1D01.10, 1F27.1-1F27.2
In_548	急性弛緩性麻痺（15歳未満発症）	MB5Z.a
In_549	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	RA01, RA03
In_601	新型インフルエンザ	1E31.d
In_602	再興型インフルエンザ	-
In_603	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものを除く。）	-
In_604	再興型コロナウイルス感染症	-

※ 『死因簡単分類表』と同様に、ICD-10のコードと混同しないよう、2桁目と3桁目の間にアンダーバーを加えている。

## Ⅲ-2 ブリッジコーディングについて

### 【課題】

人口動態統計に ICD-10 を初めて適用した平成 7（1995）年から約 30 年ぶりの大規模な統計基準の改正であり、人口動態統計の死因統計における ICD-11 適用の影響を把握する必要がある。このため、人口動態統計では、同一の調査票データに ICD-10 と ICD-11 のコードを付与して新旧分類による集計比較を行う、いわゆるブリッジコーディングを実施する予定としている。ICD-11 による統計の利便性を向上させ、変更の影響分析を可能とするためにどの程度のブリッジコーディングを実施すべきか、その技法について、妥当性を検討する必要がある。

### (1) ブリッジコーディングについて

#### ① 検討の方向性

過去のブリッジコーディングの抽出数は、以下のとおりである。

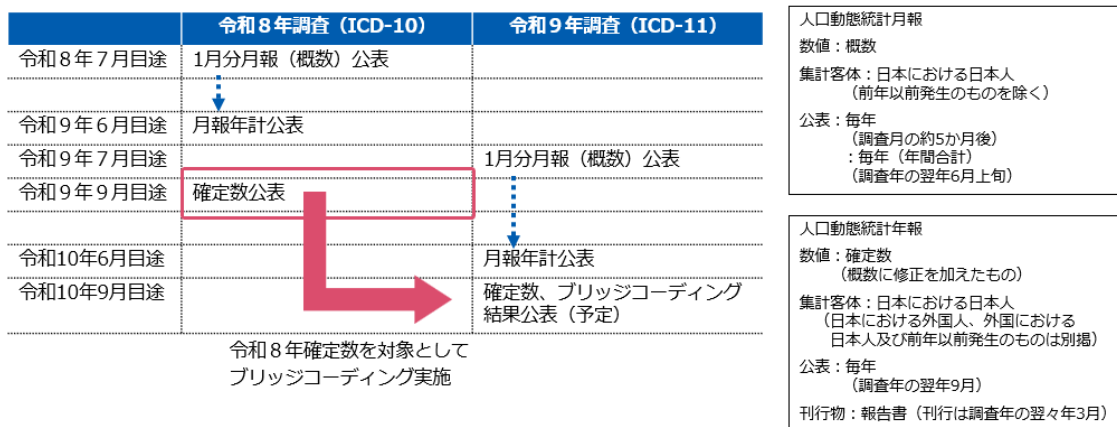
人口動態統計への新分類適用年	抽出対象（確定数、日本における日本人）	抽出数		全体に対する割合	客体数（死亡数）
平成 7（1995）年 ICD-9→ICD-10	平成 6（1994）年	1,4,7,10月の約1/2	147,962	16.9%	875,933
平成 29（2017）年 ICD-10一部改正	平成 28（2016）年	約 1/7 届出月、届出市区町村符号順のデータから無作為抽出	186,820	14.3%	1,307,748*

（参考）直近の令和 6（2024）年の確定数は、1,605,378

※ブリッジ実施時の客体数

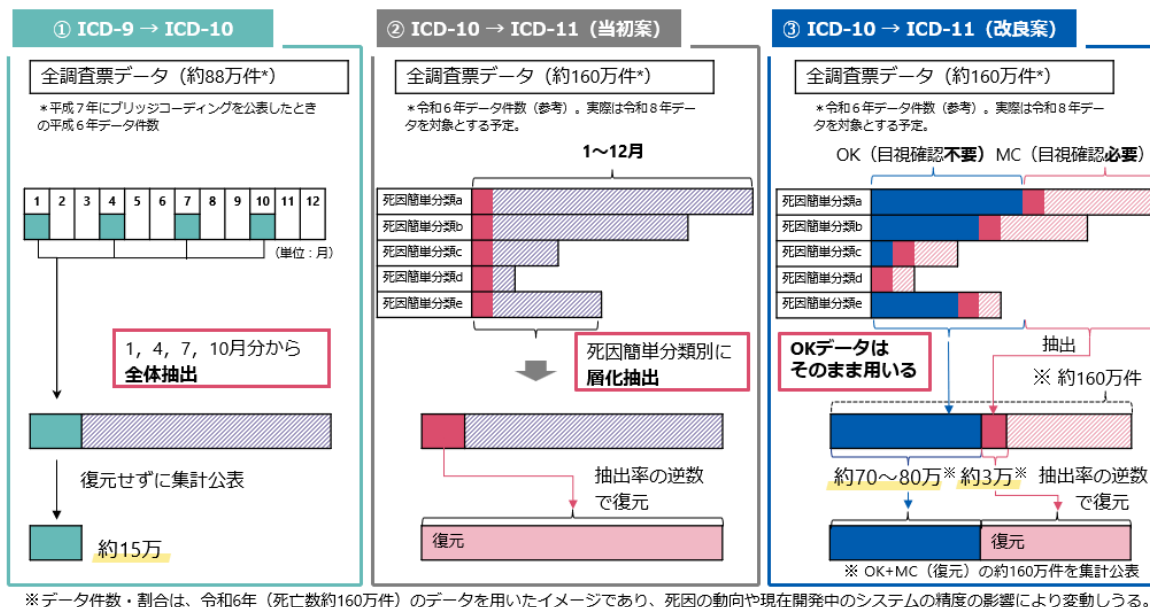
#### (ア) ブリッジコーディングの対象

ブリッジコーディングの対象データは、ブリッジコーディング実施時点で最新の確定数である令和 8 年確定数（1 年間分）を用いることが適切か検討する。



## (イ) ブリッジコーディングの技法

大改正であった ICD-10 適用時は、特定月から全体抽出していたのに対し (①)、今回の ICD-11 適用時は、当初、死因簡単分類別に層化抽出を用いることを検討する (②)。また、改良案として、自動コーディングによる目視確認不要のデータ (OK データ\*1) はそのまま用い、目視確認を要するデータ (MC データ\*2) は層化抽出し復元したものをを用いることを検討する (③)。

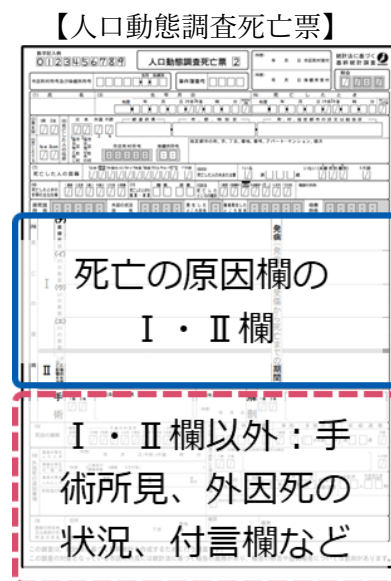


(参考) 「自動コーディング」とは、死因統計の作成過程において、死亡票の死亡の原因欄の I・II 欄の傷病名に ICD 符号を付与し、WHO の統一ルールに従い原死因を選択する処理を機械的に行うことを意味する (死因統計における ICD-10 のコードを ICD-11 のコードに自動的に置き換えることではない)。

つまり、自動コーディングにおいては、ICD-10 と ICD-11 の分類の対応関係が 1 対 1 か、複雑か (1 対多、多対 1、多対多など) に関係なく、以下の違いにより OK データと MC データに分かれる。

- \* 1 OK データ：一般的な傷病名が記載され ICD 符号の付与が容易である場合、死亡票に死因が一つしか記載されていない場合や死因が一般的な傷病経過で記載されている場合などは、通常、自動コーディングにより、問題なく原死因が選択される。
- \* 2 MC データ：傷病名に誤字がある場合、死亡の原因欄の I・II 欄以外に手術の部位又は所見、外因死の手段や状況、乳児死亡における母体の病態などが記載されている場合など、機械的な処理が行えない箇所がある場合は、目視確認により原死因を選択することになる。

※MC=Manual Check (マニュアル・チェック)



OK データの例			MC データの例		
I 欄	(ア)	誤嚥性肺炎	I 欄	(ア)	誤 <del>嚥</del> 性肺炎
	(イ)	嚥下障害		(イ)	嚥下障害
	(ウ)	パーキンソン病		(ウ)	パー <del>キ</del> ソン病
	(エ)			(エ)	
II 欄			II 欄		
通常は、I 欄の一番下の死因が、自動的に死亡に至る起因として選択される			誤字があり機械的に処理できなかった場合は、目視確認が必要となる。		

## ② 検討結果

### (ア) ブリッジコーディングの対象

ブリッジコーディングの対象データは、ブリッジコーディング実施時点で最新の確定数である令和8年確定数（1年間分）とするのが適当である。

※令和8年確定数データは ICD-10 のコードが付与されている。

### (イ) ブリッジコーディングの技法

検討の結果、ICD-11 への変更の影響を分析するに当たり、以下の改良案とするのが適当である。

まず、全数を自動コーディング後、OK データと MC データに振分け、

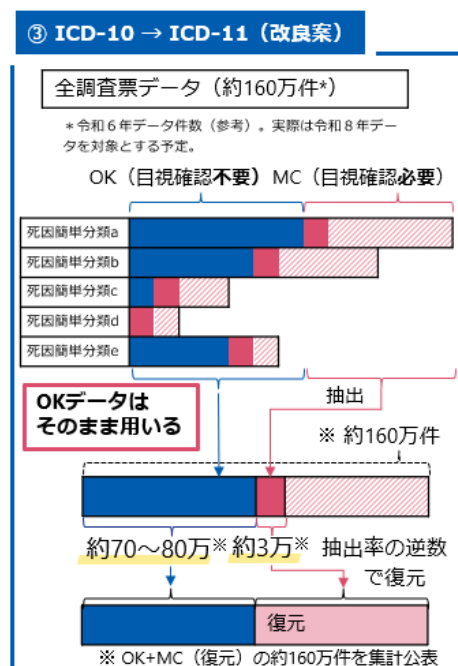
- OK データについては全数を用い、
- MC データについては ICD-10 の死因简单分類（111 項目 ※1）別に層化抽出をしたうえで、目視確認し、原因因を選択したものを用いる。

最後に、OK データの全数と MC データからの抽出データに対し抽出率の逆数をかけて復元した数を、ICD-11 の死因简单分類別に集計する。

※1 死因简单分類のうち最小単位の項目数

これにより、出現度の低い分類についても確実に抽出できるとともに、より多く事例を含むデータを用いることができるため、一定の精度を保ちながら、効果的にブリッジコーディングすることが可能となる。

この点について、ブリッジコーディングは改正の影響を見る上で極めて重要であり、今回の技法は、出現度の低い分類も網羅的に把握し、多くの調査票を有効に活用できるよう精緻に考えられており、適当であるとの意見があった。



※データ件数・割合は、令和6年（死亡数約160万件）のデータを用いたイメージであり、死因の動向や現在開発中のシステムの精度の影響により変動しうる。

なお、ブリッジコーディングのデータは継続的な死因の観察にとって重要であるため、マイクロデータを残し、研究で使用できるように検討してほしいとの要望があった。

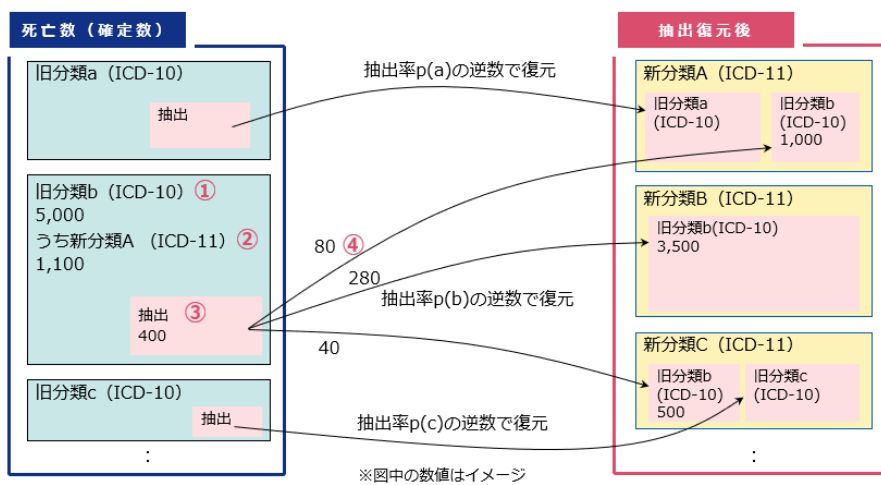
(参考) 令和6年年計概数で試算した結果、ブリッジコーディングの客体数は、約73～83万件となった(OKデータ数:約70～80万件、MCデータからの抽出データ数:約3万件)。ただし、OKデータ・MCデータの件数は、死因の動向や現在開発中の人口動態データプロセッシングシステムの精度の影響を受けるため、実際の客体数とは異なる可能性があることに留意が必要である。

○ MCデータの抽出数の設定方法

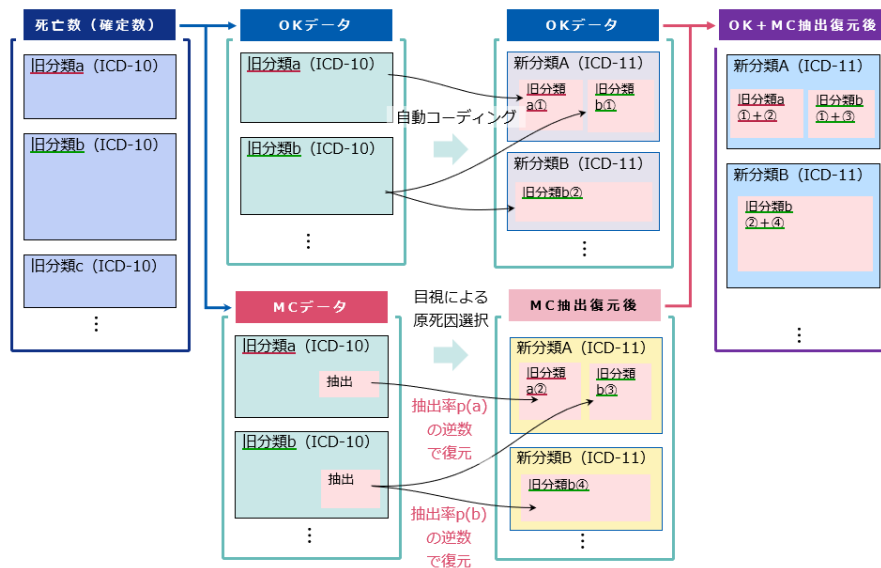
MCデータについては、ICD-10における死因簡単分類別に層化して抽出を行い、ICD-11においていずれの死因簡単分類になるか確認し、抽出率の逆数で復元する。

抽出に当たっては、信頼水準95%（※）とし、旧分類（ICD-10）における新分類（ICD-11）の構成比の推定誤差が5%ポイント以内となるよう、抽出数を設定する。ここでいう誤差とは、例えば下図の④÷③（抽出時における新分類の構成比）を、②÷①（旧分類における新分類の真の構成比）と比べた際の差を指す。

※信頼水準95%とは、同様の抽出を100回行った場合、得られた値をもとに計算した区間に真の値が含まれる回数が、95回程度であること。



○ ブリッジコーディングの具体的イメージ



## IV まとめ

人口動態統計の死因統計に ICD-11 準拠の統計分類を適用することに伴い、人口動態統計で用いる各種死因分類表に係る方針、各種死因分類表の内容及び ICD-11 適用の影響を把握するためのブリッジコーディングの技法について検討し、次のとおり結論を得ることができた。

### (1) 人口動態統計で用いる各種死因分類表に係る方針及び各種死因分類表について

- 死因分類表の種類については、継続性の観点から、現行と同様とする。
- 人口動態統計で用いる『死因簡単分類表』、『死因基本分類表』、『選択死因分類表』、『死因年次推移分類表』、『乳児死因簡単分類表』、『死因順位に用いる分類項目』、『乳児死因順位に用いる分類項目』、『感染症分類表』については、「人口動態統計で用いる各種死因分類表（ICD-11 準拠）」のとおりとする。

### (2) ブリッジコーディングについて

- ブリッジコーディングの対象データは、ブリッジコーディング実施時点で最新の確定数である令和 8 年確定数（1 年間分）とする。
- ブリッジコーディングの技法は、以下のとおりとする。
  - 全数を自動コーディング後、目視確認不要のデータ（OK データ）と目視確認を要するデータ（MC データ）に振分け、OK データについては全数を用い、MC データについては ICD-10 の死因簡単分類（111 項目）別に層化抽出をしたうえで、目視確認し、原死因を選択したものをを用いる。
  - OK データの全数と MC データからの抽出データに対し抽出率の逆数をかけて復元した数を、ICD-11 の死因簡単分類別に集計する。

## V 参考資料

(参考1) 人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係るワーキンググループについて

令和7年9月4日作成

令和8年5月8日改正

厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

人口動態統計における死因分類の表章等に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に人口動態統計の ICD-11 準拠の統計分類適用に係るワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

石井 太 (慶應義塾大学経済学部教授)

大久保 一郎 (茅ヶ崎市保健所長)

田宮 菜奈子 (筑波大学医学医療系特任教授)

樋田 勉 (獨協大学経済学部教授)

別府 志海 (国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部第二室長)

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和8年9月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。

3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。

(参考2) 本ワーキンググループの開催実績

第1回 令和7(2025)年10月22日(水) 16時00分～18時00分

議題

1. 人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループの検討内容及び今後の進め方について
2. 人口動態統計で用いる各種死因分類表(案)について
3. その他

第2回 令和8(2026)年2月9日(月) 14時00分～16時00分

議題

1. 死因年次推移分類表(案)について
2. 感染症分類表(案)及び死因基本分類表(案)について
3. ブリッジコーディングの技法(案)について
4. 人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ中間まとめ(案)について
5. その他

第3回 令和8(2026)年5月20日(水) 14時00分～15時00分

議題

1. 人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループ報告書(案)について
2. その他